

令和3年11月8日（月）
午後2時～4時
一般社団法人横浜みなとみらい21
プレゼンテーションルーム

第68回 横浜市屋外広告物審議会

1 次第

- (1) 開会
- (2) 審議事項
 - ア 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について
 - イ 横浜市屋外広告物条例の一部改正に伴う同条例施行規則の一部改正並びに広告物活用地区の指定及び協議基準の案について
 - ウ 横浜サイン賞第一次選考について
- (3) 報告事項
 - ア 屋外広告物の安全啓発の取組について
 - イ 観覧車の照明演出について
- (4) 閉会

2 配付資料

- (1) 委員名簿
- (2) 席次表
- (3) 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について
..... 【審議事項ア】
- (4) 横浜市屋外広告物条例の一部改正に伴う同条例施行規則の一部改正並びに広告物活用地区の指定及び協議基準の案について..... 【審議事項イ】
- (5) 横浜サイン賞第一次選考について..... 【審議事項ウ】
- (6) 屋外広告物の安全啓発の取組について..... 【報告事項ア】
- (7) 観覧車の照明演出について..... 【報告事項イ】

第33期横浜市屋外広告物審議会名簿

(委員名は五十音順)

任期 令和2年12月1日から

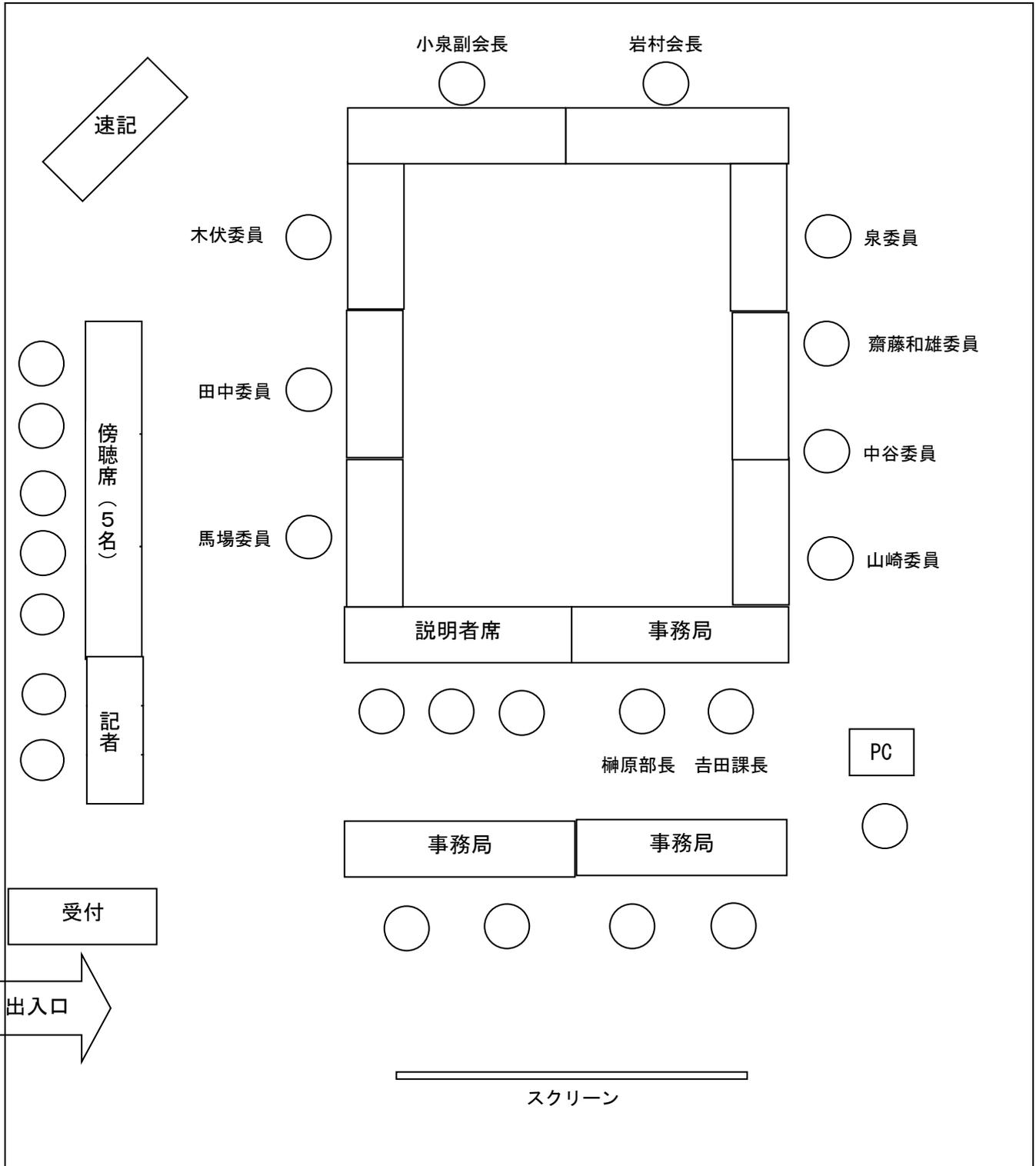
令和4年11月30日まで

	氏名	役職名
会長	岩村 和夫	東京都市大学名誉教授
副会長	小泉 雅子	多摩美術大学教授
委員	泉 路代	弁護士
〃	木伏 慎治	横浜市商店街総連合会理事
〃	齋藤 和雄	神奈川県広告美術協会副会長
〃	齋藤 貫	神奈川県県土整備局都市部都市整備課長
〃	田中 喜芳	人間行動学博士
〃	中谷 忠宏	横浜商工会議所議員
〃	馬場 勝己	横浜市町内会連合会委員
〃	山崎 洋子	作家

【第 68 回横浜市屋外広告物審議会座席表】

日時：令和3年11月8日（月）午後2時から午後4時まで

会場：一般社団法人横浜みなとみらい21 プレゼンテーションルーム



審議事項 ア 横浜市屋外広告物条例第 19 条の規定に基づく許可の特例

1 催事概要

催事名称	フランス映画祭2021 横浜
主催	ユニフランス※ ¹
共催	横浜市、在日フランス大使館／アンスティチュフランセ日本※ ²
会場	パシフィコ横浜、イオンシネマみなとみらい、横浜赤レンガ倉庫※ ³
開催期間	令和3年11月11日（木）から令和3年11月14日（日）まで （パシフィコ横浜及び赤レンガ倉庫は11月11日のみ）
概要	「フランスとの国際文化交流を通じた友好関係醸成」、「横浜都心臨海部の回遊性向上」や「街の魅力や賑わいの向上を図り集客に寄与すること」等を目的に、横浜都心臨海部の各施設において、日本未公開のフランス映画最新作を上映します。

※¹ フランス映画の世界への振興を目指すフランス政府関係機関

※² フランス発の文化、思想、学問を発信するフランス大使館の関係機関

※³ パシフィコ横浜、イオンシネマみなとみらいは館内で実施される予定のため、屋外広告物には該当しません。

2 対象の屋外広告物

名称	ドライブインシアター上映用スクリーン
申請者	株式会社クレイ・アンド・カンパニー （フランス映画祭事務局 製作担当）
広告物の種類	広告板
設置場所	横浜赤レンガ倉庫（横浜市中区新港1丁目1-1）
特例許可を必要とする理由	映像を表示する部分の表示面積が 47.12 m ² （5.15m×9.15m）あり、許可基準の上限（18.75 m ² ）を超えているため
設置期間	令和3年11月10日（水）から令和3年11月11日（木）まで

3 事務局としての考え方

(1) 事務局意見

横浜市屋外広告物条例第19条「その表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるもの」に該当し、許可の特例として取り扱うことが適当であると考えます。

(2) 理由

ア 公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める理由

「フランス映画祭2021 横浜」は、フランス政府関係機関のユニフランスが主催し、本市も共催していることから、実施にあたり公益上の理由が認められます。映画を上演する特性上スクリーンが必要であることから、設置はやむを得ないと認められます。

イ 景観を阻害しないと認められる理由

次の理由から景観を阻害していないと認められます。

(ア) 設置期間が短期間であること

設置期間は令和3年11月10日（リハーサル）と11月11日（開催当日）の2日間と短期間であり、また、リハーサル終了後には一旦撤去し、開催当日に再度設置するのみであることから、周囲への景観への影響を最小限にとどめることができると認められます。

(イ) 設置方法に配慮が認められること

開催場所の広場は、イベント開催を目的として整備された場所です。

スクリーンは、前の歩道を通行中の歩行者や車道を通行中の車両から見えない向きに設置され、交通安全への配慮が認められます。（スクリーンの裏側は黒色一色です。）

なお、上映される予定の映画の内容は、国際映画祭で正式出品された作品で、年齢を問わず見ることができるものです。

※なお、本案件は、改正屋外広告物条例の施行後においては、商業地域であること、横浜市共催のイベントであること、期間が2日であること、景観への影響が小さいことから、活力ある街並みの形成に特に寄与する行事・催物等で掲出する屋外広告物の協議制度の対象となることが想定され、屋外広告物の大きさの基準が緩和されます。

ドライブインシアター会場



赤レンガ倉庫 会場レイアウトイメージ

■全体レイアウト (車両台数：50台想定 ※今後要調整)



赤レンガ倉庫 スクリーンレイアウトイメージ

■全体レイアウト 立面



◆エアスクリーン仕様



【フレーム部】H8.0m×W10.6m 【スクリーン部】H5.15m×W9.15m (FLAT 400インチ)
【地面からの高さ】2.5m 【重量】145Kg (フレーム117Kg/スクリーン28Kg)
・常時送風式 (100V発電機より給電 ※送風ブLOWERは100V20A)
※ 風速8m以内を基準として設営可能

景観イメージ

2号館の入口付近景観



現状



道路側景観



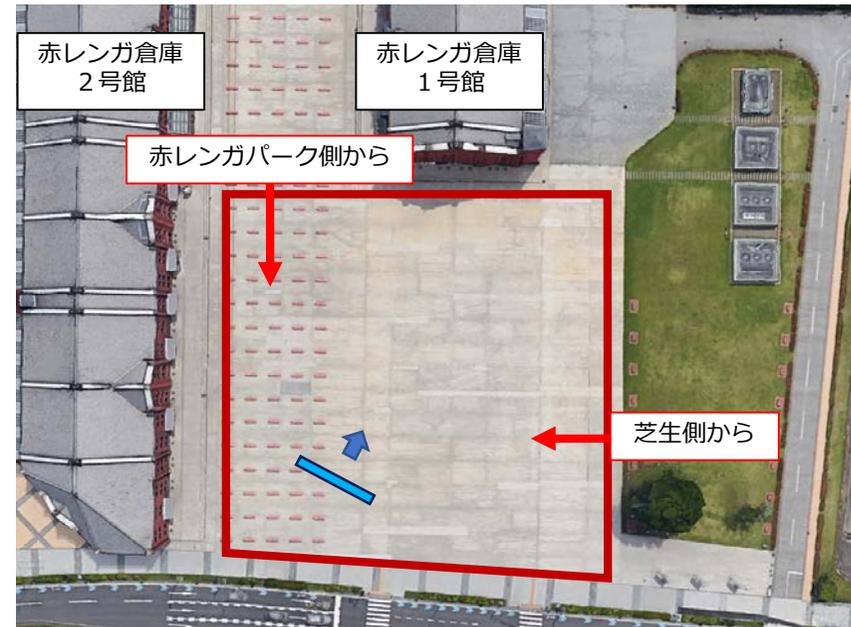
現状



シミュレーション

景観イメージ

赤レンガパーク側景観



現状



シミュレーション

芝生側景観



現状



シミュレーション

審議事項 イ 横浜市屋外広告物条例の一部改正に伴う同条例施行規則の一部改正並びに広告物活用地区の指定及び協議基準の案について

1 横浜市屋外広告物条例の改正について

令和 3 年 3 月の横浜市屋外広告物審議会において、横浜市屋外広告物条例等の改正について審議いただきました。その後、令和 3 年 4 月から市民意見募集を実施し【参考資料 1-1】、25 件の御意見を頂きました【参考資料 1-2】。その検討などを踏まえ、横浜市屋外広告物条例の改正案を令和 3 年第 3 回市会定例会に提出し、議決され、令和 3 年 10 月 5 日に公布しました【参考資料 2】。

2 条例改正の概要

- (1) 活力ある街並みの形成等に特に寄与する行事、催物等で掲出する屋外広告物について、市長との事前協議を義務付け、一定要件を満たすことが確認できたときは、大きさ等の基準を緩和します（以下、「イベント広告物協議制度」という。）。
- (2) 新たな屋外広告物の種類として「投影広告物」を定義し追加します。
- (3) 屋外広告物の点検を義務化するとともに、屋外広告物の補修・管理を実行する維持管理主任者の設置を義務化します。
- (4) 違法な屋外広告物の撤去命令に従わない者がいる場合、その旨を公表します。

3 条例改正に伴う施行規則の改正等の概要（審議事項）

条例改正に伴い、同条例施行規則の一部改正並びに広告物活用地区の指定及び協議基準を定める必要があります。

- (1) イベント広告物協議制度の新設に伴い、対象地区と協議基準を定めます（広告物活用地区の指定）【資料 2】。
- (2) 投影広告物の大きさ等の基準を定めます【資料 3 の①】。
- (3) 屋外広告物の点検義務及び維持管理主任者の設置義務の新設に伴い、点検者・維持管理主任者の有資格者の範囲及び有資格者による点検・管理が必要となる屋外広告物の範囲を定めます【資料 3 の②】。
- (4) 公表制度の新設に伴い、公表する内容及び公表までの手続を定めます【資料 3 の③】。
- (5) その他【資料 3 の④】

4 スケジュール

令和 3 年 10 月 5 日	条例の公布（済）
11 月 8 日	屋外広告物審議会において施行規則一部改正案・広告物活用地区の指定範囲案・協議基準案の審議（本日）
令和 4 年 1 月	施行規則一部改正案等の意見公募手続
3 月	施行規則の公布、広告物活用地区の指定及び協議基準の告示
4 月 1 日	条例・施行規則・広告物活用地区の指定・協議基準の施行

(仮称) イベント広告物協議制度の対象地区と協議基準について
(広告物活用地区の指定及び協議基準の告示案)

- 1 条例第10条第1項の規定により指定する区域（以下「指定区域」という。）
指定区域は、横浜市内における都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域とする。

- 2 条例第10条第4項の規定により定める基準
協議の成立に必要な基準は、次のとおりとする。ただし、まちの活性化又は良好な景観の形成に寄与すると市長が特に認めたものはこの限りでない。
 - (1) 行事、催物等の主催者が次の各号のいずれかに該当すること。
 - ア 国
 - イ 地方公共団体
 - ウ 公益法人
 - エ 横浜市の外郭団体
 - オ アからエまでの団体が主体的に参加する実行委員会等
 - カ ア又はイから行事、催物等の開催について推薦等を受けた団体
 - (2) 行事、催物等の内容が次の各号のいずれかに該当すること。
 - ア 地域の振興
 - イ 観光の振興
 - ウ まちづくりの推進
 - エ 学術、文化及び芸術の振興
 - オ スポーツの振興
 - カ 国際相互理解の促進
 - キ 地球環境の保全
 - ク 青少年の健全な育成
 - ケ その他前各号に準ずる公益に関する目的を有するもの
 - (3) 屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下これらを「広告物等」という。）を表示し、又は設置する期間が次の各号のいずれかに適合すること。
 - ア 広告物等を表示し、又は設置する日から原則7日以内とし、再度同一の区域に広告物等を表示し、又は設置する場合は、前表示又は設置期間の5倍の日数を空けること。
 - イ 広告物等を表示し、又は設置する日から1年以内とし、1日当たりの表示時間が原則10分以内であること。
 - (4) 広告物等に商業広告を表示する場合は、当該商業広告の割合が次の各号のいずれかに適合すること。
 - ア 条例第16条第1項第10号の投影広告物（以下「投影広告物」という。）の場合は、

商業広告の表示に係る時間と当該表示に係る表示面積の積を総表示時間と総表示面積の積で除して得た数値が原則3分の1以下であること。

イ 投影広告物以外の広告物等の場合は、次の各区分に応じ、それぞれに掲げる面積以下とすること。ただし、横浜市屋外広告物条例施行規則（平成23年7月横浜市規則第71号。以下「規則」という。）第3条第2項第3号に規定する映像装置（以下「映像装置」という。）を使用する広告物等にあつては、商業広告の表示に係る時間と当該表示に係る表示面積の積を総表示時間と総表示面積の積で除して得た数値が次の各区分に応じ、それぞれに掲げる面積以下とすること。

(ア) 表示面積が10平方メートル未満の広告物等 当該広告物等の表示面積の10分の1

(イ) 表示面積が10平方メートル以上20平方メートル未満の広告物等 1平方メートル

(ウ) 表示面積が20平方メートル以上の広告物等 当該広告物等の表示面積の20分の1

- (5) 広告物等の表示内容が法令及び公序良俗に反しないこと。
- (6) 広告物等の表示内容が一般的に認知され、不特定多数が理解できるものであること。
- (7) 投影広告物、映像装置を使用する広告物等又は規則第4条第3項第2号に規定する点滅装置を使用する広告物等（以下「投影広告物等」という。）は、商業地域外に表示し、又は設置しないこと。
- (8) 投影広告物等は、表示時間を原則午後10時までとすること。
- (9) 投影広告物等が点滅する場合は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次に掲げる事項を留意すること。

ア 鮮やかな赤の点滅は特に慎重に扱うこと。

イ 避けるべき点滅映像を判断する基準は、点滅が同時に起こる面積が表示面積の4分の1を超え、かつ、輝度変化が10パーセント以上の場合とする。

ウ 鮮やかな赤の点滅を避けた上、点滅が同時に起こる面積が表示面積の4分の1を超え、かつ輝度変化が10パーセントを超える場合、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化は20パーセント以下に抑えること。加えて、連続して2秒間を超える使用は行わないこと。

- (10) 投影広告物等が点滅する場合は、コントラストの強い画面の反転や画面の輝度変化が20パーセントを超える急激な場面転換は、原則として1秒間に3回を超えて使用しないこと。
- (11) 広告物等の表示内容が当該広告物等を表示し、若しくは設置する場所又は市域全体の魅力創出、賑わい形成又は意識醸成等に資するものであること。
- (12) 都市計画法第8条第1項の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域から容易に展望できる場所に表示し、又は設置する投影広告物

等については、当該第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の良好な景観の形成及び風致の維持に配慮した表示の方法とすること。

- (13) 広告物等を表示し、又は設置する場所に係るまちづくり協議、景観計画及び都市景観協議地区等の地域のルールを遵守すること。
- (14) 広告物等の表示内容が歩行者、車両運転者等の注意を著しく引く恐れがあるもので、次に掲げるものに該当しないこと。
 - ア 読ませる広告（一目で判別できない文章は原則避けること）
 - イ 規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同円心模様など）
- (15) 広告物等の表示内容が信号、交通標識等の交通情報又は船舶信号と混同する恐れのあるものではないこと。
- (16) 投影広告物を道路を挟んで表示する場合は、事前に交通管理者、道路管理者等と協議し了承を得ること。
- (17) 広告物等を条例第7条に規定する禁止物件に表示し、又は設置する場合は、当該禁止物件の管理者と協議し了承を得ること。

横浜市屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）（抜粋）

【条例改正に伴う施行規則で定める事項】

- ① 投影広告物の大きさ等の基準を定めます。
- ② 点検者・維持管理主任者の有資格者の範囲及び有資格者による点検・管理が必要となる屋外広告物の範囲を定めます。
- ③ 違法な屋外広告物の掲出者を公表する際の公表内容及び公表までの手続を定めます。
- ④ その他

① 投影広告物の大きさ等の基準の新設について

現制度の映像装置（デジタルサイネージなど）の基準と同等の基準を定めます。

条例（令和3年10月横浜市条例第46号）	現行規則	規則改正案
<p>（許可を受けずに表示し、又は設置することができる広告物等）</p> <p>第12条 次に掲げる広告物等は、第6条第1項、第7条、第9条及び第16条の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。</p> <p>（4） 自家用屋外広告物で規則で定める基準に適合するもの</p>	<p>（許可を受けずに表示し、又は設置することができる広告物等の基準等）</p> <p>第4条</p> <p>2 条例第12条第1項第4号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 一の住宅、店舗、事業所、営業所等又はそれらの敷地内に表示し、又は設置する自家用屋外広告物（条例第16条第1項第8号に掲げる広告物等を除く。）の表示面積の合計は、10平方メートル以下とすること。</p>	<p>（許可を受けずに表示し、又は設置することができる広告物等の基準等）</p> <p>第4条</p> <p>2 条例第12条第1項第4号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 一の住宅、店舗、事業所、営業所等又はそれらの敷地内に表示し、又は設置する自家用屋外広告物（条例第16条第1項第8号に掲げる広告物等を除く。）の表示面積の合計は、10平方メートル以下とすること。</p>

<p>(5) 管理用屋外広告物で規則で定める基準に適合するもの</p>	<p>(2) 条例第6条第1項各号に掲げる地域又は場所に表示し、又は設置する自家用屋外広告物にあつては、光源が点滅する機能を有する照明装置(映像装置を含む。)を使用しないこと。ただし、映像装置のうち、15秒以上静止した映像のみを表示するものについては、この限りでない。</p> <p>(3) 条例第16条第2項第1号に掲げる区域内の表示面積が10平方メートル以下の自家用屋外広告物にあつては、<u>当該区域に係る景観法(平成16年法律第110号)第8条第2項第4号イに掲げる事項</u>に広告物等の種類、所在地及び表示面積を限って制限の適用を除外する規定が定められている場合における当該規定の適用を受けない自家用屋外広告物その他市長が良好な景観の形成のために<u>同号イに掲げる事項</u>を適用することが特に必要と認める自家用屋外広告物に該当しないこと。</p> <p>(4) 蛍光塗料その他これに類するものを使用しないこと。</p> <p>3 条例第12条第1項第5号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一の土地又は物件に表示し、又は設置す</p>	<p>(2) 条例第6条第1項各号に掲げる地域又は場所に表示し、又は設置する自家用屋外広告物にあつては、光源が点滅する機能を有する照明装置(映像装置を含む。) <u>及び投影広告物</u>を使用しないこと。ただし、映像装置<u>及び投影広告物</u>のうち、15秒以上静止した映像のみを表示するものについては、この限りでない。</p> <p>(3) 条例第16条第2項第1号に掲げる区域内の表示面積が10平方メートル以下の自家用屋外広告物にあつては、<u>第6条第3項に規定する基準</u>に広告物等の種類、所在地及び表示面積を限って制限の適用を除外する規定が定められている場合における当該規定の適用を受けない自家用屋外広告物その他市長が良好な景観の形成のために<u>当該基準</u>を適用することが特に必要と認める自家用屋外広告物に該当しないこと。</p> <p>(4) 蛍光塗料その他これに類するものを使用しないこと。</p> <p>3 条例第12条第1項第5号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一の土地又は物件に表示し、又は設置す</p>
-------------------------------------	--	---

(広告物等に係る基準等)

第16条 次に掲げる広告物等は、その表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について、規則で定める基準に適合しなければならない。

(10) 投影広告物（建築物その他の工作物の外面に対し、投影装置を用いて投影する方法等により表示する広告物をいう。以下同じ。）

る管理用屋外広告物の表示面積の合計は、5平方メートル以下とすること。

(2) 条例第6条第1項各号に掲げる地域又は場所に表示し、又は設置する管理用屋外広告物にあつては、光源が点滅する機能を有する照明装置のうち、映像を表示する機能を有しないもの（以下「点滅装置」という。）を使用しないこと。

(3) 映像装置を使用しないこと。

(新設)

(4) 蛍光塗料その他これに類するものを使用しないこと。

(広告物等に係る基準等)

第6条 条例第16条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(新設)

る管理用屋外広告物の表示面積の合計は、5平方メートル以下とすること。

(2) 条例第6条第1項各号に掲げる地域又は場所に表示し、又は設置する管理用屋外広告物にあつては、光源が点滅する機能を有する照明装置のうち、映像を表示する機能を有しないもの（以下「点滅装置」という。）を使用しないこと。

(3) 映像装置を使用しないこと。

(4) 投影広告物を使用しないこと。

(5) 蛍光塗料その他これに類するものを使用しないこと。

(広告物等に係る基準等)

第6条 条例第16条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(10) 投影広告物に係る基準

ア 外面を利用する投影広告物については、次のとおりとする。

(ア) 投影広告物を表示する一の外面における当該投影広告物の表示面積の合計は、当該外面の面積の40分の3以下とすること。

(イ) 低層住居専用地域内の建築物の屋

根又は屋上に表示しないこと。

(ウ) 市街化調整区域並びに低層住居専用地域並びに第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域内に表示しないこと（15秒以上静止した映像のみを表示するものを除く。）。

(エ) 次に掲げる区域内に表示しないこと。

a 次のいずれにも該当する交差点

（十字路、丁字路その他2以上の道路が交わる場合における当該2以上の道路の交わる部分をいう。）の直前の停止線及びその延長線から5メートル外側の線で囲まれた道路の区域

(a) 交差する1以上の道路の車線

（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第8号に規定する屈折車線を除く。）の数が4以上であること。

(b) 信号機が設置されていること。

b aに掲げる区域から水平距離5メートル以内の区域（道路の区域を除く。）

イ 屋上看板を利用する投影広告物について

ては、次のとおりとする。

(ア) 低層住居専用地域内に表示しないこと。

(イ) 市街化調整区域及び第一種中高層住居専用地域内の投影広告物にあっては、表示面積は12.5平方メートル以下とすること。

(ウ) 第二種中高層住居専用地域及び第一種住居地域内の投影広告物にあっては、表示面積は25平方メートル以下とすること。

(エ) 第二種住居地域内の投影広告物にあっては、表示面積は37.5平方メートル以下とすること。

(オ) 準住居地域内の投影広告物にあっては、表示面積は50平方メートル以下とすること。

(カ) (ア) から (オ) までに規定する区域又は地域以外の地域内の投影広告物にあっては、表示面積は100平方メートル以下とすること。

(キ) 前号 (ウ) 及び (エ) に掲げる基準に適合すること。

ウ 袖看板を利用する投影広告物については、次のとおりとする。

(ア) 表示面積は、12.5平方メートル以

下とすること。

(イ) ア (ウ) 及び (エ) に掲げる基準に適合すること。

エ 広告塔等を利用する投影広告物については、次のとおりとする。

(ア) 市街化調整区域並びに低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域内の投影広告物にあつては、表示面積は6.25平方メートル以下とすること。

(イ) 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域内の投影広告物にあつては、表示面積は12.5平方メートル以下とすること。

(ウ) (ア) 又は (イ) に規定する区域又は地域以外の地域内の投影広告物にあつては、表示面積は18.75平方メートル以下とすること。

(エ) 広告塔等を利用する投影広告物相互の間の水平距離は、1メートル以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

a 自家用屋外広告物を表示し、又は設置する場合

b 管理用屋外広告物を表示し、又は設置する場合

	<p>2 低層住居専用地域から容易に展望できる場所に表示し、又は設置する広告物等のうち、点滅装置<u>又は</u>映像装置を使用するものについては、当該低層住居専用地域の良好な景観の形成及び風致の維持に配慮した表示の方法とするよう努めなければならない。</p>	<p><u>c 当該広告塔等を利用する投影広告物の表示面積と当該広告塔等を利用する投影広告物から水平距離1メートル未満の範囲内の他の広告塔等を利用する投影広告物の表示面積との合計が（ア）から（ウ）までに規定する区域又は地域の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに規定する表示面積の上限を超えない場合（オ）ア（ウ）及び（エ）に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p>2 低層住居専用地域から容易に展望できる場所に表示し、又は設置する広告物等のうち、点滅装置<u>若しくは</u>映像装置を使用するもの<u>又は投影広告物</u>については、当該低層住居専用地域の良好な景観の形成及び風致の維持に配慮した表示の方法とするよう努めなければならない。</p>
--	--	--

② 点検者・維持管理主任者の有資格者の範囲及び有資格者による点検・管理が必要となる屋外広告物の範囲の新設について

屋外広告物の点検義務及び維持管理主任者の設置義務の新設に伴い、点検者・維持管理主任者の有資格者の範囲及び有資格者による点検・管理が必要となる屋外広告物の範囲を定めます。

条例（令和3年10月横浜市条例第46号）	現行規則	規則改正案
<p>（管理義務）</p> <p>第20条</p> <p>2 広告主等は、広告物等（規則で定めるものに限る。）を良好な状態に維持するため、前項の補修その他必要な管理を行う維持管理主任者を置かなければならない。ただし、広告主等が自ら維持管理主任者となることを妨げない。</p> <p>3 前項の維持管理主任者は、第39条第1項第1号から第4号までのいずれかに掲げる者でなければならない。</p> <p>（点検）</p> <p>第20条の2 第18条第2項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該広告物等について必要な点検を行わなければならない。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>（管理の基準等）</p> <p><u>第10条の3 条例第20条第2項の規則で定めるものは、条例第9条第1項、第18条第1項若しくは第2項、第19条の規定による許可又はみなし許可（条例第18条第1項に規定するみなし許可をいう。）に係る広告物等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 壁面看板（塗料により直接表示される広告物を除く。）、袖看板又は広告塔等であって、これらの広告物等の上端の高さが地上から4メートルを超える位置に表示し、又は設置するもの</u></p> <p><u>(2) 屋上看板又はアーチを利用する広告物等</u></p> <p>（点検の基準等）</p> <p><u>第10条の4 条例第20条の2に規定する者は、広告物等の基礎、支持部、取付部、板面、照明装置等の劣化、腐食、損傷等を点検しなければならない。</u></p>

<p>2 前項の場合において、当該広告物等のうち規則で定めるものについては、第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者その他規則で定める者に点検を行わせなければならない。</p>		<p><u>2 条例第20条の2第2項の規則で定めるものは、前条各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>3 条例第20条の2第2項の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。</u></p> <p><u>(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項又は第3項に規定する一級建築士又は二級建築士の資格を有する者</u></p> <p><u>(2) 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物等の点検に関する技能講習の修了者</u></p>
---	--	---

③ 違法な屋外広告物の掲出者を公表する際の公表内容及び公表までの手続の新設について

公表制度の新設に伴い、公表する内容及び公表までの手続を定めます。

条例（令和3年10月横浜市条例第46号）	現行規則	規則改正案
<p>（公表）</p> <p>第23条の2 市長は、前条第1項又は第3項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合においては、前条第1項又は第3項の規定による命令を受けた者に対して、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、その者が正当な理由なくこれに応じないとき、又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。</p>	<p>（新設）</p>	<p>（公表等）</p> <p><u>第11条の2 条例第23条の2第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について横浜市報に登載して行うほか、市長が必要と認める手段により行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 命令を受けた者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p><u>(2) 命令の内容又は命令に従わない事実</u></p> <p><u>(3) その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 条例第23条の2第2項の意見の聴取は、市長が口頭であることを認めた場合を除き、命令を受けた者が意見書を提出して行うものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、意見の聴取を行うときは、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。</u></p> <p><u>(1) 公表しようとする内容</u></p> <p><u>(2) 公表の根拠となる条例等の条項</u></p>

(3) 公表の原因となる事実

(4) 意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見の聴取を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

4 前項の規定により通知を受けた者又はその代理人は、やむを得ない事情のある場合には、市長に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

5 市長は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

6 代理人は、その代理権を証する書面を、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに市長に提出しなければならない。

④ その他

- ・ 禁止地域（高速道路や河川など）の制限緩和を新設したため、制限緩和の基準を規則で定めます。
※条例及び規則の改正に伴い、これまで「横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域」の告示で定めていた適用除外規定は削除します。
- ・ 横浜市景観計画に屋外広告物の掲出に関する行為の制限が定められているため、その制限内容を規則で定めます。

条例（令和3年10月横浜市条例第46号）	現行規則	規則改正案
<p>（禁止地域等又は禁止物件に許可を受けて表示し、又は設置することができる広告物等）</p> <p>第13条</p> <p>3 次に掲げる広告物等は、第6条第1項の規定にかかわらず、同項第5号及び第6号に掲げる地域に表示し、又は設置することができる。</p> <p>(1) 自家用屋外広告物で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 管理用屋外広告物で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>4 次に掲げる広告物等は、第6条第1項の規定にかかわらず、同項第5号に掲げる地域に表示し、又は設置することができる。</p> <p>(1) 表示面積が1平方メートル以下の広告物等で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 都市計画法第8条第1項の規定により定められた商業地域に表示し、又は設置するもの</p> <p>(3) 第6条第1項第5号の道路、鉄道又は軌道の区域から展望できないことが明らかであると市長が認めるもの</p>	<p>(新設)</p>	<p><u>（禁止地域等又は禁止物件に許可を受けて表示し、又は設置することができる広告物等の基準等）</u></p> <p><u>第4条の2 条例第13条第3項各号及び第4項第1号に規定する規則で定める基準は、点滅装置、映像装置及び投影広告物を使用しないこととする。ただし、映像装置及び投影広告物のうち、15秒以上静止した映像のみを表示するものについては、この限りでない。</u></p>

条例（令和3年10月横浜市条例第46号）	現行規則	規則改正案
<p>(広告物等に係る基準等)</p> <p>第16条</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区域内の広告物等は、当該各号に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>(1) 景観法第8条第2項第4号イに掲げる事項が定められた同条第1項に規定する景観計画の区域 規則で定める基準</p>	<p>(広告物等に係る基準等)</p> <p>第6条</p> <p>(新設)</p>	<p>(広告物等に係る基準等)</p> <p>第6条</p> <p><u>3 条例第16条第2項第1号の規則で定める基準は、別表のとおりとする。</u></p>

横浜市屋外広告物制度の見直しについて、市民の皆様のご意見を募集します

【募集期間】 令和3年4月1日(木)から4月30日(金)まで (必着。郵送の場合は当日消印有効。)

第1 制度を見直す趣旨

横浜市では、屋外広告物法に基づき横浜市屋外広告物条例を制定し、市内の屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観の形成、風致の維持、公衆への危害防止に努めています。

現在、プロジェクションマッピングなどの映像技術の進展に対応するため、新しい屋外広告物の種類を規定する必要性が生じています。これらの屋外広告物は主にイベントで掲出されることが多く、フラッグやのぼり旗等の屋外広告物とともにまちの賑わいを形成しており、より一層の活用が求められています。

また、他都市において老朽化した屋外広告物の落下等による人命に関わる重大事故が発生した例もあり、安全性の確保がより一層求められています。このため、屋外広告物が適正に管理がなされるよう規制を強化し市民の安全確保を図ります。

【主な改正点】

- 新たな屋外広告物の種類として「投影広告物」を定義し追加します。
- まちの活性化に資するイベントで一時的に掲出する屋外広告物について、大きさ等の基準を適用せず、許可も不要とします（投影広告物を含む。）。
- 3年ごとの継続許可申請の際に、屋外広告物の点検及び管理者の設置を義務化します。
- 違法な屋外広告物の撤去命令に従わない者がいる場合、その旨を公表します。

第2 主な改正内容

1 新たな屋外広告物の対応について

プロジェクションマッピングに代表される、投影により映像等を表示する新しい屋外広告物を「投影広告物」と新たに定義し、周辺環境への影響や交通の安全性に配慮しつつ、適切な規制を行います。

(1) 背景・理由

近年、「プロジェクションマッピング」に係る技術は大きく進展しており、近隣都市でも盛んに行われ、今後本市においても活用のニーズが高まっていくことが想定されます。また、プロジェクションマッピングの活用は、まちの活性化や都市の魅力向上に資することも期待されます。

一方で、画面の規模や意匠等が常時変更可能であり、屋外広告物としても非常に目立つため、周辺環境への影響やドライバー等への視認性に影響を及ぼす恐れがあり、適切な規制を設ける必要があります。



【ファイナルファンタジー30周年×横浜】
実施年：平成29年
実施場所：インターコンチネンタルホテル



【ピカチュウ大量発生チュウ!】
実施年：令和元年
実施場所：横浜美術館

(2) 見直しのポイント

- ア 新たな屋外広告物の種類として「投影広告物」を追加します。
- イ 投影広告物の定義
建築物等に光で投影する方法により表示される屋外広告物
- ウ 投影広告物の基準
現制度の「映像装置※」の基準と同等とします。

【参考】映像装置の基準（横浜市屋外広告物条例施行規則第6条第1号ア、カ、ク及び第2号ア（キ））

(ア) 市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に掲出することはできません（ただし、15秒以上静止したものは除きます。）。

(イ) 表示面積は、壁面看板や屋上看板等の表示可能面積の4分の1以下とします。

例：高さ20m、幅8mの建物の壁面を利用して映像装置を掲出する場合の表示可能面積
(20m×8m) ÷ 10×3（条例で規定する通常の屋外広告物の表示可能面積割合）
÷ 4（条例で規定する映像装置の表示可能面積割合） = 12 m²

(ウ) 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域以外の地域で掲出する屋上看板は、表示面積を100平方メートル以下とします。

(エ) 4車線以上の道路で、信号機が設置されている交差点では、次の区域に表示又は設置することができません。

- a 停止線から5メートル外側の線で囲まれた道路の区域
- b aに掲げる区域から水平距離5メートル以内の区域（道路の区域を除く。）

※映像装置とは、デジタルサイネージなど、発光し映像を表示する機能を有する照明装置をいいます。

2 まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について

まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために一時的に掲出する屋外広告物については、規制対象の大きさ等を定めた基準を適用せず、許可も不要とします。

(1) 背景・理由

短期間のイベント時でも、屋外広告物条例の規定を守らなければ掲出することはできません。一方、より魅力的なイベントを促進し、賑わいの創出につなげるには屋外広告物を積極的に活用することも求められています。

そこで、まちの活性化に資する公益性があるイベントのために掲出する屋外広告物は、条例の基準を一部緩和し掲出を容易にします。その際、設置物の安全性確保や交通阻害要因の除去など必要な規制を合わせて規定します。

(2) 見直しのポイント

一定の要件を満たした場合は、屋外広告物の掲出の基準を緩和します。

ア 要件

(ア) 「まちの活性化に資する公益性のあるイベント」のために掲出する屋外広告物であること

「まちの活性化に資する公益性のあるイベント」に該当するには、次の基準を満たす必要があります。

- a イベントの主催者が次のいずれかに該当すること
 - (a) 国
 - (b) 地方公共団体
 - (c) 公益法人

- (d) 横浜市の外郭団体
- (e) (a)から(d)までの団体が主体的に参加する実行委員会等
- (f) (a)又は(b)からイベントの開催について推薦を受けた団体
- b イベントの内容が次のいずれかに該当すること
 - (a) 地域の振興
 - (b) 観光の振興
 - (c) まちづくりの推進
 - (d) 学術、文化及び芸術の振興
 - (e) スポーツの振興
 - (f) 国際相互理解の促進
 - (g) 地球環境の保全
 - (h) 青少年の健全な育成
 - (i) その他公益に関する目的を有するもの

(イ) 「期間限定」で掲出する屋外広告物であること

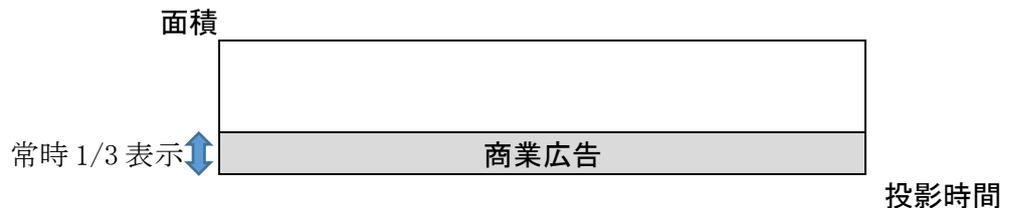
- 掲出期間が、次のいずれかに該当する必要があります。
- a 掲出期間は原則7日間以内とし、同一区域で再度掲出する場合は、前掲出期間の5倍の日数を空けること
 - b 掲出する日から1年以内で、1日当たりの表示時間が原則10分以内であること

(ウ) 「公益性のある屋外広告物」であること

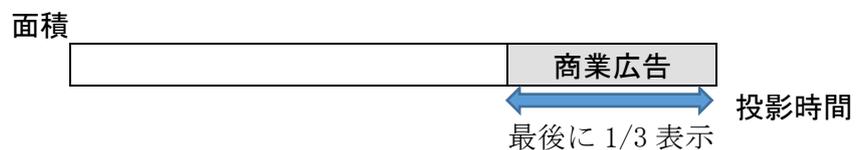
- 「公益性のある屋外広告物」に該当するには、次の基準を満たす必要があります。
- a 商業広告を表示する場合は、その割合が次の基準に適合すること
 - (a) 投影広告物
 - 商業広告の表示に係る時間と当該表示に係る表示面積の積を総表示時間と総表示面積の積で除して得た数値が3分の1以下であること

【例】

①商業広告を常時表示する場合



②商業広告を最後に表示する場合



③商業広告の要素が作品中に表示される場合



(b) 投影広告物以外の屋外広告物

商業広告の表示面積は、次の各区分に応じ、それぞれに掲げる面積以下とすること

商業広告を含んだ屋外広告物全体の面積が 10 m ² 未満	10 分の 1
商業広告を含んだ屋外広告物全体の面積が 10 m ² 以上 20 m ² 未満	1 平方メートル
商業広告を含んだ屋外広告物全体の面積が 20 m ² 以上	20 分の 1

b 表示内容が法令及び公序良俗に反しないこと

(エ) 景観、周辺環境及び道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないこと

次の各基準を満たす必要があります。

a 景観に配慮し、支障を及ぼさないこと

(a) 表示内容が一般的に認知され、不特定多数が理解できるもの

(b) 表示内容に映像又は光の点滅等を使用する場合は、表示時間は原則午後 10 時までとすること

(c) 表示内容に映像、光の点滅がある場合は、原則として 1 秒間に 3 回を超える使用を避けるとともに、次に掲げる事項を留意すること

- ・ 鮮やかな赤の点滅は特に慎重に扱うこと
- ・ 避けるべき点滅映像を判断する基準は、点滅が同時に起こる面積が表示面積の 4 分の 1 を超え、かつ、輝度変化が 10 パーセント以上の場合とする
- ・ 鮮やかな赤の点滅を避けた上、点滅が同時に起こる面積が表示面積の 4 分の 1 を超え、かつ輝度変化が 10 パーセントを超える場合、点滅は 1 秒間に 5 回を限度とし、かつ、輝度変化は 20 パーセント以下に抑えること。加えて、連続して 2 秒間を超える使用は行わないこと

(d) コントラストの強い画面の反転や画面の輝度変化が 20 パーセントを超える急激な場面転換は、原則として 1 秒間に 3 回を超えて使用しないこと

(e) 規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同円心模様など）が表示内容の大部分を占めることは避けること

b 周辺環境に配慮し、支障を及ぼさないこと

(a) 表示内容が掲出する場所又は市域全体の魅力創出、賑わい形成又は意識醸成等に資するもの

(b) 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域から容易に展望できる場所に設置する屋外広告物のうち、映像又は光の点滅を使用するものについては、当該第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の良好な景観の形成及び風致の維持に配慮した表示の方法とすること

(c) 掲出する場所に係るまちづくり協議、景観計画及び都市景観協議地区等の地域のルールを遵守すること（各地区の実情に基づき、必要に応じてルールを見直していきます。）

c 道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないこと

(a) 表示内容が歩行者、車両運転者の注意を著しく引く恐れがあるもので、次に掲げるものに該当しないこと

- ・ 読ませる広告（一目で判別できない文章は原則避けること）
- ・ 規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同円心模様など）

- (b) 表示内容が信号、交通標識等の交通情報又は船舶信号と混同する恐れのあるものではないもの
- (c) 表示内容に映像又は光の点滅等を使用する場合で、道路を挟んで設置するときは、事前に交通管理者、道路管理者等と協議し了承を得ること
- (d) 禁止物件に設置する場合は、当該禁止物件の管理者と協議し了承を得ること

(オ) 掲出場所

近隣商業地域又は商業地域のみ限定します。

※まちの活性化や良好な景観の形成に寄与すると特に市長が認めた屋外広告物の場合は、上記要件を適用せず、要件をクリアしたものとみなします。

イ 緩和する基準

(ア) 禁止地域の適用を除外し、設置可能とします。

【参考】主な禁止地域（横浜市屋外広告物条例第6条第1項、横浜市屋外広告物条例に基づく指定地域）

- a 開港記念会館から周囲40メートルの範囲内の地域
- b 氷川丸の周囲50メートルの範囲内の地域
- c 東名高速道路の中心線から水平距離500メートル以内の地域
- d 東海道新幹線の中心線から500メートル以内
- e 河川

(イ) 禁止物件の適用を除外し、設置可能とします（交通への安全性が確保できたものに限る。）。

【参考】主な禁止物件（横浜市屋外広告物条例第7条）

- a 橋りょう
- b 街路樹
- c 銅像
- d 煙突

(ウ) 条例等に定める大きさなどの基準の適用を除外し、大型の広告物を設置可能とします。

【参考】主な大きさなどの基準（横浜市屋外広告物条例第16条第1項、横浜市屋外広告物条例施行規則第6条）

- a 建築物の外面に表示する面積はその外面の面積の10分の3以下まで
- b 広告塔・広告板の表示面積は最大で75平方メートルまで

(エ) 事前届出により許可を不要とします（事前協議を原則必須とします。）。

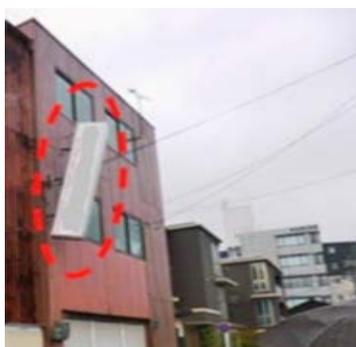
3 屋外広告物の安全性の確保について

屋外広告物を掲出する者に対して、屋外広告物の管理に関する責任をより明確にするため、屋外広告物の点検及び管理者の設置を義務化します。

(1) 背景・理由

大型台風などにより、適切に管理されていない屋外広告物の落下等の重大事故が全国で発生しており、屋外広告物の安全性に注目が集まっています。現在は、屋外広告物の点検及び管理を行う者等に関しての基準がなく、例えば、看板の設置等に知見がない者が行っている場合もあり、必ずしも実効性のある点検及び管理が実施されているとは言い難い状況にあります。

そこで、屋外広告物の点検及び管理を有資格者に行わせるなど基準を設けることで、屋外広告物の安全性を高め、市民の安全確保を図ります。



【強風により看板の金具が外れて傾いている状況】



【看板の中が錆びてもろくなっている状況】

(2) 見直しのポイント

ア 継続申請の事前の点検及び報告書の提出を義務化

許可を受け設置された屋外広告物について、継続申請（主に3年毎）を行う場合、掲出者には屋外広告物を事前点検し、その報告書の提出を義務付けます。また、一定規模以上の屋外広告物^{※1}の場合は、屋外広告士等の有資格者^{※2}による点検を義務付けます。

なお、有資格者による点検は3年間の経過措置を設けます。

点検義務の内容	現行	改正後
対象	許可を受けた屋外広告物	許可を受けた屋外広告物
点検方法	任意書式の点検項目に沿って点検	屋外広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化、損傷等の状況を点検報告書に沿って点検
点検報告書の提出	継続申請の際に任意書式を提出	継続申請の際に点検報告書を提出
一定規模以上の屋外広告物 ^{※1} の点検者	誰でも可	屋外広告士等の有資格者 ^{※2}
上記以外の屋外広告物の点検者	誰でも可	誰でも可

※1 一定規模以上の屋外広告物：屋外広告物の上端の高さが地上から4メートルを超える位置に設置する壁面看板（塗料により建築物その他の工作物の外面に直接表示される屋外広告物は除く。）、袖看板及び広告塔・広告板並びに全ての屋上看板及びアーチ

※2 有資格者：「屋外広告士」、「建築士（1・2級）」、「屋外広告物点検技能講習修了者」

イ 管理者の設置を義務化

許可申請の対象となる屋外広告物については管理者の設置を義務付けます。また、一定規模以上の屋外広告物^{※1}の場合は、屋外広告士等の有資格者^{※3}による管理者の設置を義務付けます。

なお、有資格者による管理者の設置は3年間の経過措置を設けます。

管理者設置義務の内容	現行	改正後
対象	許可を受ける屋外広告物	許可を受ける屋外広告物
管理者の設置	任意	義務化
一定規模以上の屋外広告物 ^{※1} の管理者	誰でも可	屋外広告士等の有資格者 ^{※3}
上記以外の屋外広告物の管理者	誰でも可	誰でも可

※3 有資格者：「屋外広告士」、「屋外広告物の設置に関する講習会修了者」、「広告美術科の職業訓練修了者等」

4 違法に掲出されている屋外広告物に対する指導の実効性の確保について

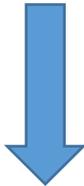
違法な屋外広告物を掲出する者に対して撤去や改修等の措置命令を実施した際に、屋外広告物を掲出する者が正当な理由もなく命令に従わない場合は、掲出者名も含めその旨を公表します。

(1) 背景・理由

違法に掲出されているはり紙やのぼり旗などの簡易な屋外広告物は、屋外広告物法に基づき、直ちに撤去することが認められています。一方で、屋上看板など建物等に定着している屋外広告物を撤去するには、撤去命令を出したうえで行政代執行を行う必要があります。時間がかかるなどの課題があります。そこで、屋外広告物を掲出する者に自主的に撤去等を行うよう一層促進する必要があります。

(2) 見直しのポイント

措置命令を受けた違法な屋外広告物を掲出する者が正当な理由もなくその命令に従わない場合は、掲出者名も含め措置命令した旨を公表します。なお、公表する前に、命令を受けた屋外広告物を掲出する者に対して、意見を述べることや、証拠を提出する機会を設けます。

	現行	改正後
措置命令から強制撤去までの流れ	違法な屋外広告物を掲出する者に対し、撤去・改修等の命令	違法な屋外広告物を掲出する者に対し、撤去・改修等の命令
		
	命令に従わない場合、行政代執行法に基づく強制撤去	正当な理由もなく命令に従わない場合、掲出者名も含めその旨を公表 公表後も命令に従わない場合、行政代執行法に基づく強制撤去

5 その他

(1) 道路運送車両法に基づく登録を受けた自動車（定期路線の乗合自動車は除く。）で、当該登録に係る使用の本拠の位置が横浜市以外の場合（当該使用の本拠の位置の地方公共団体の屋外広告物に関する条例の規定に従って掲出するものであること）は、禁止地域、大きさ等の基準及び許可申請の適用を除外します。

- (2) 公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で掲出する屋外広告物については、目的の正当性を判断するために、附属機関に意見を聴くことができることとします。
- (3) 告示に規定する高速道路・鉄道及び河川に係る禁止地域の適用除外を条例及び規則で規定します。
- (4) 継続申請の申請期限を許可満了日までに変更します。また、許可満了日までに継続申請し、許可満了日後に許可を受けた場合は、許可の起算日は前許可満了日の翌日とします。
- (5) 屋外広告物を掲出する者について変更があった場合、従前の諸手続等の効力が承継するものとみなす規定を新設します。
- (6) 屋外広告物の設置に関する講習会の手数料を規定します。

○意見募集の概要

【募集期間】

令和3年4月1日(木)から令和3年4月30日(金)まで(必着。郵送の場合は当日消印有効。)

【応募資格】

次のいずれかに該当する方が応募いただけます。

- 1 横浜市の区域内に住所を有する方
- 2 横浜市の区域内に事務所又は事業所を有する方
- 3 横浜市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- 4 横浜市の区域内に存する学校に在学する方
- 5 当該屋外広告物制度に関して利害関係を有する方

【提出方法】

別添の意見投稿用紙に記載のうえ、次のいずれかの方法により御提出願います。

- 1 持参：都市整備局地域まちづくり部景観調整課（横浜市中区本町6丁目50番地10 29階）
- 2 郵送：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 29階
都市整備局地域まちづくり部景観調整課 屋外広告物担当
- 3 F A X:045-550-4935
- 4 電子メール：tb-okugai@city.yokohama.jp

【注意事項】

- 1 電話や口頭による御意見への対応はしておりませんので、あらかじめ御了承ください。
- 2 御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- 3 御意見の内容及び横浜市の考え方につきましては、氏名、住所等の個人情報を除き、一括してホームページ等で公表を予定しておりますので、あらかじめ御了承ください。
- 4 いただいた御意見、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスの個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理するとともに、御意見のあった当該業務の参考にすること、及び御意見に回答する目的にのみ利用します。

【お問合せ先】

制度の内容や意見募集手続について、不明な点がございましたら上記の提出先（都市整備局地域まちづくり部景観調整課 屋外広告物担当）電話：045-671-2648 までお問合せください。

「横浜市屋外広告物制度の見直し」に対する市民意見募集の実施結果について

横浜市では、屋外広告物法に基づき横浜市屋外広告物条例を制定し、市内の屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観の形成、風致の維持、公衆への危害防止に努めています。

現在、横浜市屋外広告物制度の見直しについて検討を進めており、市民意見募集を実施しました。市民の皆様からの貴重なご意見に感謝いたします。

このたび、実施結果と本市の考え方をまとめましたので、公表いたします。

1 市民意見募集の概要

(1) 意見募集の期間

令和3年4月1日（木）から令和3年4月30日（金）まで

(2) 意見の提出方法

持参、郵送、ファックス及び電子メール

(3) 市民意見募集の周知方法

- ・広報よこはま（令和3年4月号）
- ・市ホームページへの掲載
- ・市民情報センター、区役所、都市整備局景観調整課で資料を配布、配架

(4) 全体の意見数

11名（FAX1名、電子メール10名）の方から、25件のご意見をいただきました。

2 意見項目の分類と意見に対する市の考え方

【意見の分類】

項目	件数
(1) 新たな屋外広告物の対応について	3件
(2) まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について	12件
(3) 屋外広告物の安全性の確保について	7件
(4) 違法に掲出されている屋外広告物に対する指導の実効性の確保について	3件

【制度見直しの考え方への反映状況と件数】

分類	件数
① 制度見直しの考え方にご意見を反映するもの	5件
② 制度の見直しに積極的な意見や評価をいただいたもの	1件
③ 制度の見直しに対する意見や質問で、今後の参考とさせていただくもの	17件
④ 意見の趣旨が既に制度の見直しに含まれているもの	2件
⑤ その他、制度の見直しとの関係が見られないもの	0件

3 ご意見と本市の考え方

各意見の要旨とその意見に対する本市の考え方及び反映状況は次のとおりです。

(1) 新たな屋外広告物の対応について		
ご意見	本市の考え方	分類
<p>P2 第2 1 (2) 見直しのポイント ウ 投影広告物の基準参考 (イ)</p> <p>現制度の映像措置の表示面積の基準では、投影広告物の特徴的な表示方法の1つである建築物の形に合わせた映像を建築物の一つの面全体に映すような投影広告物の表示は困難である。そのため、新たに投影広告物の基準を作る際には、表示面積の基準を映像装置より緩和すべきである。</p>	<p>投影広告物は投影した光が映像として動き、訴求力の高いものとなります。そのため、通常の屋外広告物よりも広範囲に影響があり良好な景観への影響が高いため、表示面積を通常の屋外広告物よりも規制する必要があると考えています。</p> <p>なお、まちの活性化に資する公益性のあるイベントで掲出するものについては、建築物の全面に映すことが可能となります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③
<p>・意見募集資料2 ページ 第2 1 (2) ウ</p> <p>投影広告物の基準について、現制度の映像装置の基準(エ)に加えて、高速道路からよく見える区域に表示又は設置することを禁止すべきだと考える。なぜなら、投影広告物は光や動きがととても目立つため、ドライバーの安全性を損なうおそれがあるからである。高速道路では、信号機がなく、一般道路よりも運転速度が速くなるため、交通事故に繋がりがやすくなると考える。</p>	<p>現在映像装置は高速道路の付近では設置することを禁止しています。投影広告物は映像装置と同等の基準とするため、同様に高速道路の付近では禁止することを考えています。</p> <p>ご意見いただきありがとうございますございました。</p>	④
<p>・意見募集資料P.2 1(2)見直しのポイントについて</p> <p>新たな広告物である「投影広告物」の利用は拡大すると思われるが、改正案には、広告掲示時の周辺における交通や人の流れについての調整を行うための制度に関する記載はない。</p> <p>横浜市屋外広告物条例20条は、広告主等に広告物を良好な状態に維持する義務があることを規定していることから、広告主等には広告物に対して一定の義務を果たすべきというのが条例の趣旨であると考えられる。そのため、投影広告物等の利用拡大に伴い、広告主等の管理義務の範囲を拡大して、広告物によって周辺環境に影響が出ると客観的に明らかな場合には、広告主等に周辺環境を良好に保つ義務があることを条例に改正により追加すべきである。</p>	<p>屋外広告物条例第8条において、屋外広告物は表示方法が良好な景観などを害するものや、構造などが危険なものは設置できないこととされています。屋外広告物がこのようなものに該当する場合は、適切に指導をしております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③

(2) まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について

ご意見	本市の考え方	分類
<p>・ 広告物ではない、動画表現および光表現についての規制基準について</p> <p>横浜には貴重な歴史的建造物が多いため、景観を重視することは非常に必要なことかと思いますが、同時にデジタルサイネージの進歩により、景観と調和した、新たな街づくりの景観作りが重要だと考えます。つきましては、広告表現以外のデジタルサイネージに対する規制緩和が重要だと考え、ご意見を投書させていただきます。</p> <p>① メディアファサード</p> <p>歴史的建物が多く残るヨーロッパでは建物の外観はそのままに、夜、光による演出を行うメディアファサードが数多く存在します。こうした建物を推進していくべきだと思います。</p> <p>② LED ビジョンを使ったアート表現</p> <p>巨大な LED ビジョンは広告にするとタイムズスクエアのようになりますが、アートキャンバスと考えた場合、とても魅力的な光景になると思います。したがって、アート利用の時と広告表示を分けて考える法令が必要かと思います。</p> <p>横浜は古き良き時代と先進性が同居していることが魅力です。したがって、単に規制するのではなく、日本の他にない街の光景を演出してくれることを市民として期待します。</p>	<p>今回の制度の見直しでは、まちの活性化に資するイベントで一時的に掲出する屋外広告物について大きさ等の規制を緩和します。一方、イベント時以外のLEDビジョン等はまちなかの看板と比較して訴求力が高く目につきやすいことや光を発し続ける性質を有しており、周囲の景観や通行人等への影響が大きいため、常設のLEDビジョン等については規制が必要だと考えています。</p> <p>なお、アートについても、屋外広告物法で規制する屋外広告物に該当するため、広告を表示するものと同一の規制を行っています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきますとともに、今後の技術革新の推移を注視したいと考えています。</p> <p>ご意見いただきありがとうございました。</p>	<p>②</p>

(2) まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について		
ご意見	本市の考え方	分類
<p>2 まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について</p> <p>「まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために一時的に掲出する屋外広告物については」とありますが、横浜市では年間を通して頻繁に「公益性のあるイベント」なるものが行われています。</p> <p>つきましては、今回の改正によって「公益性のあるイベント」の広告物が平穏な生活を望む市民の安全が危険にさらされる可能性が拡大することは絶対に避けるべきだと思います。</p> <p>また、ヘイトや歪んだ思想性のあるイベントが、公益性のあるイベントを装って開催される可能性を考慮すると、安易な広告物の緩和はとても危険だと思います。</p> <p>横浜市はカジノを「公益」のために誘致するような行政体につき、公益性についての判断を信用することができません。</p>	<p>対象となる公益性のあるイベントは、国や地方公共団体、あるいはこれらから推薦を受けた団体等が主催するイベントで、その内容も地域振興や観光振興などの目的を持ったものに限定し、公序良俗に反するものは対象外とします。</p> <p>また、掲出する屋外広告物は、掲出場所を商業地域等に限定することや、周辺環境や道路交通等の安全などの要件を満たしたものに限り、</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③
<p>・意見募集資料 P.2 2 「まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について」(2)見直しのポイント ア 要件 (ア)a に記載されている屋外広告物掲出の基準緩和の要件について</p> <p>基準緩和の幅が狭く、屋外広告物の積極的活用の目的を十分に果たせないのではないかと考える。そこで、イベントの公益性を保ちながら基準の幅を拡大するため、公益法人や横浜市の外郭団体もその性質上公共性を持つ団体であるといえることから、要件 a の(f)について、(a)又は(b)からの推薦に限定するのではなく、(a)～(d)からの推薦とすることにより、基準緩和の幅を広げるべきである。</p>	<p>公益性を担保するための責任の主体となりうるのは、国や地方公共団体と考えています。</p> <p>一方、公益法人や外郭団体は、国や地方公共団体である横浜市が認定することにより、はじめて公益性を持つ団体となります。</p> <p>そのため、公益法人や外郭団体は公益性を担保するための責任の主体とはなり得ないことから、国や地方公共団体からの推薦に限定する必要があると考えています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③

(2) まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について		
ご意見	本市の考え方	分類
<p>・意見募集資料 4 ページ第 2 2(2)ア(エ)a(c)</p> <p>「鮮やかな赤」という表記方法について、基準がはっきりと分かるカラーチャートを活用すべきである。なぜなら、人それぞれ色の捉え方は違っているからである。また、カラーチャートは基準がどれくらいかを確認する程度のことであるため、要綱に掲載することが適当であると考え。</p>	<p>1997年にアニメーション番組等の特殊な映像手法が、視聴者、それも多くの子どもたちの健康に影響を及ぼすという重い事態を経験したことを契機にして、日本放送協会と一般社団法人日本民間放送連盟がガイドラインを定めており、「鮮やかな赤」を扱うことや、「規則的なパターン模様」が、表示内容の大部分を占めることは避けるものとしています。そのため、当該ガイドラインを参考に、映像や光の点滅を使用する屋外広告物は同様に規制する必要があると考えています。実際の運用は、個別具体的に判断する必要があるため、一律の基準は設けないこととします。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③
<p>意見募集資料 4 ページ 2「まちの活性化に資する公共性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について」(2)ア(エ)</p> <p>“鮮やかな赤”という点について、表現が抽象的であり基準となる赤色が分かりにくいいため、横浜市屋外広告物条例施行規則にカラーチャート又はカラーコードを記載すべきである。横浜市屋外広告物条例施行規則に自家用屋外広告物やはり紙等などサイズや素材についての記載があるため、色も同じように規則に定めるべきと考えたからである。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③
<p>意見募集資料 4 ページ 2 まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について (2) ア(エ) a (e)</p> <p>「規則的なパターン模様が、表示内容の大部分を占めることは避けること」と書いてあることについて、「大部分」ではわかりにくいいため、割合について具体的に規定すべきだと考える。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③
<p>意見募集資料 4 ページ、2 (2) 見直しポイント、ア(エ) a(e)</p> <p>「規則的なパターン模様」と c(a)「読ませる広告」について、要綱に図等を用いた具体的な表記をすべきである。その理由は、これらの定義が曖昧であり、実際に投影する際に問題となるおそれがあるため、より詳細な説明が求められるからである。</p>	<p>要綱で「規則的なパターン模様」はしま模様、渦巻き模様などを例示列挙し、「読ませる広告」は、一目で判断できない文章を例示列挙します。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③

(2) まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について		
ご意見	本市の考え方	分類
<p>・意見募集資料4 ページ 2 「まちの活性化に資する公共性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について」(2) (エ) a</p> <p>良好な景観を保つためや安全性を高めるために、色や光だけでなく素材に関する規定も設けるべきである。具体的には、短期間の掲出であったとしても火災の危険性はあるため、アルミニウムや金属などの不燃材を使用することといった規定を設けると良いと考えられる。</p>	<p>屋外広告物条例第8条において、屋外広告物は表示方法が良好な景観などを害するものや、構造などが危険なものは設置できないこととされています。屋外広告物がこのようなものに該当する場合は、適切に指導をしております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③
<p>P5 第2 2 「まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について」(2) ア (エ) c (b)</p> <p>屋外広告物の掲出の要件で「表示内容が信号、交通標識等の交通情報又は船舶信号と混同するおそれのあるものではないもの」があるが、船舶信号が具体的にどのようなものかイメージするのが難しいため船舶信号についての具体例も紹介してほしい。</p>	<p>船舶信号をはじめ、交通情報は様々な掲出方法があるため、あえて具体例を記載しないことを考えています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③
<p>意見募集資料5 ページ、2 (2) 見直しポイント、ア (オ) 掲出場所について、商業用途地域に限らず工業系用途地域についても認めるべきだと考える。その理由は、工業系用途地域においても「まちの活性化に資する公共性のあるイベント」の開催は考えられ、屋外広告物使用の可能性は十分にあるからである。工業系用途地域においても、屋外広告物の掲出基準が緩和されない客観的理由はないように思われることから、掲出場所を商業系用途地域に限定するのであれば、その理由の提示が必要である。</p>	<p>イベントにより人が多く集まっても騒音や交通上の問題に支障がない場所として商業地域及び近隣商業地域に限定をしています。準工業地域や工業地域については、商業施設もありますが、一方で、マンションなどの住宅が建ち並んでいる地区も多くあるため、用途地域により一律に緩和することは適していないと考えています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③

(2) まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について		
ご意見	本市の考え方	分類
<p>意見募集資料 5 ページ 2 まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について (2)見直しのポイント ア ※まちの活性化や良好な景観の形成に寄与すると特に市長が認めた屋外広告物の場合は、上記要件を適用せず、要件をクリアしたものとみなします。という部分について</p> <p>透明性を確保するために、どういう場合にまちの活性化や良好な景観の形成に寄与すると認めるかの基準を明確にする必要があると考える。また、どのような理由でまちの活性化や良好な景観の形成に寄与すると認めたのかを公表する必要があると考える。</p>	<p>まちの活性化や良好な景観の形成に寄与すると特に市長が認めた屋外広告物は個別具体的に判断する必要があるため、明確な基準を設けることは困難であると考えていますが、今後要綱等で基準を示すことを検討いたします。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③
<p>2 まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について</p> <p>緩和する基準 (イ) に下記があげられていますが、この点に反対します。</p> <p>【参考】主な禁止物件 (横浜市屋外広告物条例第7条) a 橋りょう b 街路樹 c 銅像 d 煙突</p> <p>橋梁は河川の交通の障害になる可能性があります。</p> <p>街路樹は、街路樹を傷める可能性が高く、樹木という市民が長い時間をかけて育ててきた貴重な資源を損なう可能性があります。</p> <p>銅像は、使用のされ方によっては、ヘイトの問題等、思想的な軋轢を引き起こす可能性があり、反対です。</p> <p>煙突は、安全性をどのように保てるのか疑問です。</p> <p>市は上記の安全性の管理を放棄しているかのような内容だと思います。</p>	<p>横浜市屋外広告物条例が橋りょうや街路樹などに屋外広告物の設置を禁止している趣旨を踏まえ、安全性の確保は十分図っています。</p> <p>具体的には、表示内容が歩行者、車両運転者の注意を著しく引くおそれや表示内容が信号等の交通情報と混同するおそれがあるものの設置を認めないほか、施設の所有者や管理者がその利用を認めた場合に限りません。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③

(3) 屋外広告物の安全性の確保について		
ご意見	本市の考え方	分類
<p>・意見募集資料6 ページ 第2 3(2)ア</p> <p>改正後の屋外広告物の点検者について、一定規模以上の屋外広告物は有資格者が行うとされているが、これに加えて、設置年数が一定年数経過している屋外広告物についても、点検を有資格者が行うようにするべきである。なぜなら、他都市では人命に関わる屋外広告物を原因とした重大事故が発生した例もあり、安全性の確保がより一層求められているからである。全ての屋外広告物の点検を有資格者が行えば、安全性は十分に確保できるが、設置者のコストの面を考えると厳しいため、現実的に考えて、有資格者の点検の対象を屋外広告物の大きさと古さに限定するべきだと考える。</p>	<p>有資格者による点検対象を屋上看板や地上から4mを超える壁面看板等とした理由は、建物の1階よりも高い位置にあると頭上への落下が致命傷となることや、建築基準法では単独で建っている広告塔の高さが4メートルを超える場合は確認が必要となることから、これらの要素を踏まえて基準を定めました。</p> <p>また、これらの物件は、広告旗や立看板等の他の屋外広告物と比較して構造が頑丈なものとなっており、許可期間も3年間となっています。継続許可時に専門家の判断を加えた大規模な点検を実施し、日常の管理は掲出者らが容易に日常点検を実施できるよう国土交通省等が作成した「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」等を活用しながら周知を図ります。</p>	③
<p>意見募集資料7 ページ 3「屋外広告物の安全性の確保について」(2)ア*1</p> <p>危険性が高いため4m以上のものだけでなく、一定以上の重さの屋外広告物を追加するべきである。一律で有資格者が管理しなければならないとすると、市や設置者のコストや負担が大きくなる。そこで、基準となる重さを決め、それを超える場合には管理者の設置を義務化することで、現実的であり目的にも即していると考えたからである。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	
<p>・意見募集資料6 ページ 3「屋外広告物の安全性の確保について」(2)ア</p> <p>3年毎ではなく1年毎に屋外広告物の点検を行うべきである。しかし、全ての屋外広告物を1年毎に点検することは難しいため、1年毎に点検を行うのは、交通量や人通りが多い場所にある屋外広告物や一定規模（高さが4メートル）以上の屋外広告物に限定し、それ以外の屋外広告物は3年毎に点検を行うといった形をとると良いのではないかと考える。これにより、事故や危険な看板が減ることで安全が守られ良好な景観も保たれるため、横浜市にとってメリットがあるといえる。</p>	<p>引き続き、今後の参考とさせていただきます。</p>	

(3) 屋外広告物の安全性の確保について		
ご意見	本市の考え方	分類
<p>意見募集資料 6 ページ 3「屋外広告物の安全性の確保について」(2) 見直しのポイントア・継続申請の事前の点検及び報告書の提出を義務化について</p> <p>点検報告書は誰が点検しても同一の安全性が保たれるよう配慮し作成することにより安全性が向上すると思われる。一律の安全性を確保するためにも点検報告書は未経験者から経験者まで同様の点検ができるようマニュアルを作成することが適切であると思われる。</p>	<p>点検に関する参考資料としては、国土交通省等が作成した「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」を用いることとしています。点検報告書はそのガイドブックに即して点検箇所や点検項目を規定し、点検の実効性を確保していきます。</p> <p>また、屋外広告物の管理方法につきましても、マニュアルやガイドラインを作成することを検討します。</p>	①
<p>P6 第 2 3「屋外広告物の安全性の確保について」(2) ア</p> <p>有資格者以外の看板等の設置に知見がないような者でも実効性がある点検を行えるように、有資格者以外が点検報告書に沿って点検をする際に注意すべきポイントを確認できるような参考資料を市で用意すべきである。</p>		
<p>・同 7 ページ 3「屋外広告物の安全性の確保について」(2) 見直しのポイントイ・管理者の設置を義務化について</p> <p>市が管理方法の指針を示すと良いと思われる。管理者としての指針が無ければ全体で十分な安全性を確保するのは難しいと思われるため、市がマニュアルやガイドラインを作成し指針を示すことで全体の安全性を十分に確保できると思われる。</p>		
<p>点検者とか管理者とか仕組みが複雑でわかりにくい。言い回しのせいかもしれませんが。結局何かあったときには管理者の責任になるのか。</p>	<p>落下等の事故が発生した場合は管理者にも撤去命令が及びます。その根拠としては、屋外広告物条例で命令が管理者にも及ぶとされているからです。</p> <p>ご意見いただきありがとうございます。ありがとうございました。</p>	④

(4) 違法に掲出されている屋外広告物に対する指導の実効性の確保について		
ご意見	本市の考え方	分類
<p>・意見募集資料7ページ 4「違法に掲出されている屋外広告物に対する指導の実効性の確保について」(2)</p> <p>公表をする前に行政手続法に規定されている弁明の機会の付与と同様に、意見を述べることや証拠を提出する機会を設けるべきである。なぜなら、公表によってある程度の不利益は生じるが聴聞が必要になるほどの不利益は生じないと考えられるためだ。</p>	<p>公表を行う際には、横浜市行政手続条例に規定する弁明の機会の付与に準じて、公表前に相手方に意見書等を提出する機会を設けます。</p>	①
<p>・同7ページ4「違法に掲出されている屋外広告物に対する指導の実効性の確保について」(2)見直しのポイントについて</p> <p>公表を行う手続きは聴聞を行うと時間がかかるため行政手続法(条例)に規定する、弁明の機会の付与に準ずるもので足りると考える。</p>		
<p>・意見募集資料P.7 4「違法に掲出されている屋外広告物に対する指導の実効性の確保について」(2)見直しのポイントについて</p> <p>公表に関する手続きについて、行政手続法(条例)に規定する弁明の機会の付与に準ずるものでよいと思われるが、複数回広告物について違反があった場合には、聴聞に変更して、より慎重な手続きをするという処理をしてもよいのではないかと考える。</p>	<p>公表を行う際には、横浜市行政手続条例に規定する弁明の機会の付与に準じて、公表前に相手方に意見書等を提出する機会を設けます。また、複数回の違反がある場合には、公表手続と並行して刑事告発を行ってまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③

○横浜市屋外広告物条例

平成23年3月25日

条例第13号

最近改正 令和3年10月5日条例第46号

横浜市屋外広告物条例をここに公布する。

横浜市屋外広告物条例

横浜市屋外広告物条例（昭和31年10月横浜市条例第47号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 広告物等の制限（第6条—第22条の2）
- 第3章 監督（第23条—第29条）
- 第4章 屋外広告業（第30条—第46条）
- 第5章 横浜市屋外広告物審議会（第47条）
- 第6章 雑則（第48条—第53条）
- 第7章 罰則（第54条—第59条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

- (1) 広告主 広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置することを決定し、自ら又は屋外広告業者（第30条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）その他の事業者（以下「屋外広告業者等」という。）に委託する等の方法により、当該広告物等を表示し、又は設置する者をいう。
- (2) 施設管理者 広告物等が表示され、又は設置されている土地又は物件を管理する者

をいう。

(3) 自家用屋外広告物 自己の名称、氏名、住所、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容等を表示するため、自己の住宅、店舗、事業所、営業所等又はそれらの敷地内に表示し、又は設置する広告物等をいう。

(4) 管理用屋外広告物 自己の管理する土地又は物件の管理上必要な事項を表示するため、当該土地又は物件に表示し、又は設置する広告物等をいう。

(市の責務)

第3条 横浜市（以下「市」という。）は、この条例の目的を達成するため、市民に対する広告物に関する啓発、広告主及び屋外広告業者等に対する指導、関係行政機関及び関係団体との協力体制の充実その他の広告物に関する施策を総合的に推進するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、市がこの条例の目的を達成するために実施する広告物に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(広告主等の責務)

第5条 広告主は、この条例を遵守するとともに、広告物等の表示又は設置の委託等をした屋外広告業者等に、この条例を遵守させるために必要な措置を講じる責務を有する。

2 屋外広告業者等は、広告主と連携し、この条例を遵守する責務を有する。

3 広告主、屋外広告業者等及び施設管理者は、市がこの条例の目的を達成するために実施する広告物に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 広告物等の制限

(禁止地域等)

第6条 次に掲げる地域又は場所には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域

(2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域及びその周囲並びに指定され、又は仮指定されたものの周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域

(3) 神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項又は第26

条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域並びに同条例第31条第1項の規定により指定された地域及びその周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域

- (4) 横浜市文化財保護条例（昭和62年12月横浜市条例第53号）第6条第1項又は第32条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域並びに同条例第40条第1項の規定により指定された地域及びその周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域
- (5) 道路、鉄道及び軌道の区域並びにこれらに接続する地域で、別に市長が指定する範囲内にある地域
- (6) 河川、湖沼及び海岸並びにこれらの周囲で、別に市長が指定する範囲内にある地域
- (7) 古墳、墓地及び火葬場

2 前項の規定は、当該地域が同項第1号から第6号までに掲げる地域となった際現にこの条例の規定による許可を受けて表示し、又は設置している広告物等（当該地域が同項第1号から第6号までに掲げる地域となった日以後にその表示の内容に変更を加え、又は改造し、若しくは移転したものを除く。）については、適用しない。

（禁止物件）

第7条 次に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び道路の分離帯
- (2) 街路樹、路傍樹及び道路の植樹帯
- (3) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (4) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- (5) 信号機、道路上の柵、^{きく}駒止、^{こま}街灯、道路標識、道路元標、里程標、道路情報管理施設その他これらに類するもの
- (6) 消火栓、火災報知機、指定消防水利標識及び防火水槽標識
- (7) 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話ボックス、公衆便所、道路上に設置する変圧器及び配電器その他これらに類するもの
- (8) 送電塔、テレビ塔、照明塔その他これらに類するもの
- (9) 煙突、ガスタンク、給水タンク、貯水タンクその他これらに類するもの
- (10) 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- (11) 地下道その他これに類するものの出入口の上屋で道路上に設置されるもの

2 次に掲げる物件には、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 電柱、街灯柱その他の支柱
- (2) 消火栓標識
- (3) バス停留所の標識及び上屋
- (4) アーチ

3 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

(禁止広告物等)

第8条 形状、規模、色彩、意匠その他表示の方法が、良好な景観又は風致を害するおそれのある広告物等は、表示し、又は設置してはならない。

2 次に掲げる広告物等は、表示し、又は設置してはならない。

- (1) 腐朽し、腐食し、又は破損しやすい材料を使用した危険な広告物等
- (2) 構造又は設置の方法が危険な広告物等
- (3) 風圧、地震その他の振動又は衝撃により容易に破損し、落下し、倒壊する等のおそれのある広告物等
- (4) 道路交通及び海上交通の安全を阻害するおそれのある広告物等

(許可)

第9条 市の区域に広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする日の30日前までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が第6条から前条まで、次条第2項及び第13条から第16条までの規定に適合すると認められるときでなければ、当該許可をしてはならない。

(広告物活用地区)

第10条 市長は、活力ある街並みを形成し、又はその維持を図るため、その区域において広告物を積極的に活用する必要があると認めるときは、当該区域を、広告物活用地区として指定することができる。

2 市長は、広告物活用地区の区域内における広告物等の表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について、第7条の規定の一部の適用を除外し、又は第16条第1項の規則で定める基準に代えて、当該区域の固有の基準を定めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、広告物活用地区の区域内において、活力ある街並みの形成又

はその維持に特に寄与すると認められる行事、催物等のために表示し、又は設置する広告物等であり、かつ、その表示又は設置の期間又は時間が限られることにより良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認められる場合で、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする者と市長との協議が成立したときは、第6条第1項、第7条及び第16条第1項の規定の適用を除外し、当該者は、前条第1項の許可を受けたものとみなして、この条例の規定を適用する。

- 4 市長は、前項の協議の成立に必要な基準（以下「協議基準」という。）を定めるものとする。
- 5 第3項の協議を行おうとする者は、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に申し出なければならない。
- 6 前項の規定による申出をした者（以下「協議申出者」という。）と市長とは、当該申出に係る協議の内容が、協議基準に適合するのみならず、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止により資するものとなるよう協議に努めるものとする。
- 7 市長は、前項の規定を踏まえた第3項の協議の結果、当該広告物等が協議基準に適合すると認めるときは、協議申出者に対し、当該協議が成立した旨を通知するものとする。

（景観保全型広告物規制地区）

第11条 市長は、良好な景観を保全し、又は風致を維持するため、その区域における広告物等の表示又は設置について特に規制を行う必要があると認めるときは、当該区域を、景観保全型広告物規制地区として指定することができる。

- 2 市長は、景観保全型広告物規制地区の区域内における広告物等の表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について、第16条第1項の規則で定める基準に加えて、当該区域の固有の基準を定めるものとする。

（許可を受けずに表示し、又は設置することができる広告物等）

第12条 次に掲げる広告物等は、第6条第1項、第7条、第9条及び第16条の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。

- (1) 他の法令又は条例若しくは規則の規定により表示又は設置を容認し、又は義務付けられた広告物等
- (2) 人、動物又は車両（電車及び自動車を除く。）に表示し、又は設置する広告物等
- (3) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する広告物等で規則で定める基準に適合するもの

- (4) 自家用屋外広告物で規則で定める基準に適合するもの
- (5) 管理用屋外広告物で規則で定める基準に適合するもの
- (6) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
- (7) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示し、又は設置する広告物等で営利を目的としないもの

2 次に掲げる広告物等は、第6条第1項、第7条及び第9条の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。

- (1) 官公署、学校、図書館、病院その他の公共的施設又はそれらの敷地内に表示し、又は設置する案内板、掲示板又は当該施設の名称等を表示する広告物等
- (2) 営造物、施設、記念物等の由来等を説明する広告物等
- (3) 公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で表示し、又は設置する広告物等で、景観を阻害しないと市長が認めるもの

3 次に掲げる広告物等は、第6条第1項及び第9条の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。

- (1) 政党その他の政治団体、労働組合等の団体又は個人が政治活動又は労働運動として行う宣伝、集会、行事、催物等のために表示し、又は設置する広告物等
- (2) 営利を目的としない宣伝、集会、行事、催物等のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等その他これらに類するもので、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 講演会、展覧会、音楽会等のために当該施設又はその敷地内に表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等その他これらに類するもので、規則で定める基準に適合するもの

(禁止地域等又は禁止物件に許可を受けて表示し、又は設置することができる広告物等)

第13条 次のいずれにも該当する広告物等は、第6条第1項及び第7条第1項の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。

- (1) 第7条第1項第1号に掲げる物件に表示し、又は設置する広告物等
- (2) 景観を阻害せず、かつ、活力ある街並みを形成し、又はその維持に寄与すると市長が認める広告物等

2 次に掲げる広告物等は、第6条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる地域又は場所（第2号から第4号までに掲げる広告物等にあつては、同項第1号に掲げる地

域)に表示し、又は設置することができる。

(1) 電車、自動車(次に掲げる道路を主な路線としているものを除く。)又は船舶の外面を利用する広告物等

ア 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道

イ 道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4に規定する自動車専用道路

(2) 自家用屋外広告物

(3) 管理用屋外広告物

(4) 前3号に掲げるもののほか、表示面積が1平方メートル以下の広告物等

3 次に掲げる広告物等は、第6条第1項の規定にかかわらず、同項第5号及び第6号に掲げる地域に表示し、又は設置することができる。

(1) 自家用屋外広告物で規則で定める基準に適合するもの

(2) 管理用屋外広告物で規則で定める基準に適合するもの

4 次に掲げる広告物等は、第6条第1項の規定にかかわらず、同項第5号に掲げる地域に表示し、又は設置することができる。

(1) 表示面積が1平方メートル以下の広告物等で規則で定める基準に適合するもの

(2) 都市計画法第8条第1項の規定により定められた商業地域に表示し、又は設置するもの

(3) 第6条第1項第5号の道路、鉄道又は軌道の区域から展望できないことが明らかであると市長が認めるもの

(適用除外の不適用)

第14条 前2条の規定は、これらの規定に適合しない部分(次条において「不適合部分」という。)を有する広告物等には、適用しない。ただし、同条に該当する広告物等については、この限りでない。

(一体的に表示された広告物等の特例)

第15条 不適合部分を有する広告物等について、当該不適合部分とそれ以外の部分とを一体的に表示した場合で、規則で定める基準に適合するときは、当該広告物等の全体が第12条及び第13条の規定に適合するものとみなして、この条例の規定を適用する。

(広告物等に係る基準等)

第16条 次に掲げる広告物等は、その表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について、規則で定める基準に適合しなければならない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）その他の工作物の外面を利用する広告物等
 - (2) 建築物から突出する形式の広告物等
 - (3) 広告旗
 - (4) 立看板等
 - (5) 広告塔及び広告板
 - (6) 電柱、街灯柱その他の支柱又は消火栓標識若しくはバス停留所の標識を利用する広告物等
 - (7) アーチを利用する広告物等
 - (8) 電車、自動車又は船舶の外面を利用する広告物等
 - (9) アドバルーン
 - (10) 投影広告物（建築物その他の工作物の外面に対し、投影装置を用いて投影する方法等により表示する広告物をいう。以下同じ。）
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が定める広告物等
- 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区域内的の広告物等は、当該各号に掲げる基準に適合しなければならない。
- (1) 景観法第8条第2項第4号イに掲げる事項が定められた同条第1項に規定する景観計画の区域 規則で定める基準
 - (2) 景観保全型広告物規制地区の区域 第11条第2項の規定により定められた基準
- 3 第1項の規定にかかわらず、広告物活用地区の区域のうち、第10条第2項の規定により基準が定められた区域内的の第1項各号に掲げる広告物等は、当該基準に適合しなければならない。
- 4 前2条の規定は、前3項の基準に適合しない部分を有する広告物等について準用する。

（平23条例57・一部改正）

（許可の期間及び条件）

第17条 市長は、第9条第1項の許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。

- 2 前項の許可の期間は、3年を超えない範囲で広告物等の種類に応じて、規則で定める。

(変更及び継続の許可等)

第18条 この条例の規定による許可（第10条第3項（次条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けたものとみなされたもの（以下「みなし許可」という。）を除く。以下この条において同じ。）に係る広告物の表示の内容に変更を加え、又はその広告物等を改造し、若しくは移転しようとする者は、規則で定めるところにより、当該広告物の表示の内容に変更を加え、又は当該広告物等を改造し、若しくは移転しようとする日の30日前までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 広告物の表示の内容に規則で定める軽微な変更を加えようとするとき。

(2) 広告物等について規則で定める軽微な改造をしようとするとき。

2 前条第1項（次項において準用する場合を含む。以下同じ。）の許可の期間の満了後に継続して広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、当該満了の日の30日前までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。

3 第9条第2項及び前条の規定は、前2項の許可について準用する。

4 第1項に規定する者は、同項各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

(変更協議等)

第18条の2 みなし許可に係る協議の内容を変更しようとする者は、市長に変更の協議を行うよう申し出なければならない。ただし、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 第10条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定は、前項の変更の協議について準用する。この場合において、同条第3項中「前条第1項」とあるのは、「第18条第1項」と読み替えるものとする。

3 前条第4項の規定は、第1項に規定する者が同条第1項各号のいずれかに該当するときについて準用する。

(許可の特例)

第19条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、第9条第2項（第18条第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第9条第1項又は第18条第1項若しくは第2項の許可をすることができる。

(管理義務)

第20条 広告主、広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）又は広告物等を管理する者（以下「広告主等」という。）は、当該広告物等に関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に維持しなければならない。

2 広告主等は、広告物等（規則で定めるものに限る。）を良好な状態に維持するため、前項の補修その他必要な管理を行う維持管理主任者を置かなければならない。ただし、広告主等が自ら維持管理主任者となることを妨げない。

3 前項の維持管理主任者は、第39条第1項第1号から第4号までのいずれかに掲げる者でなければならない。

(点検)

第20条の2 第18条第2項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該広告物等について必要な点検を行わなければならない。

2 前項の場合において、当該広告物等のうち規則で定めるものについては、第39条第1項第1号に掲げる者その他規則で定める者に点検を行わせなければならない。

(除却の義務)

第21条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者は、第17条第1項の許可の期間が満了したときは、当該満了の日から10日以内に当該広告物等を除却しなければならない。第23条第1項の規定により許可を取り消され、又は除却を命ぜられたときも、同様とする。

(変更等の届出)

第22条 広告主等は、この条例の規定による許可を受けた広告物等が、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該該当することとなった日から7日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

(1) 当該広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者若しくはこれの維持管理主任者が、商号、名称若しくは氏名若しくは住所若しくは所在地又は法人にあってはその代表者の氏名を変更したとき。

(2) 当該広告物等を第17条第1項の許可の期間内に除却し、又は滅失したとき。

(処分、手続等の効力の承継)

第22条の2 広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者に変更があった場合は、この条例又はこの条例に基づく規則により、変更前のこれらの者がした手続その他の行為は変更後のこれらの者がしたものとみなし、変更前のこれらの者に対して

した処分、手続その他の行為は変更後のこれらの者に対してしたものとみなして、この条例の規定を適用する。

第3章 監督

(許可の取消し、除却その他の措置)

第23条 この条例の規定による許可（みなし許可を除く。以下この項において同じ。）を受けた広告物等が、良好な景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、当該許可の申請書に虚偽の事項があったとき、又は第17条第1項の規定により付した条件に違反したときは、市長は、当該許可を取り消し、又は当該広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者に対して、相当の期限を定め、当該広告物等の改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 みなし許可に係る広告物等が協議基準に違反したとき、又はみなし許可に係る協議の申出事項に虚偽の事項があったときは、市長は、当該みなし許可を取り消すことができる。

3 前2項に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則等に違反した広告物等があるときは、市長は、当該広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者に対して、当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、当該広告物等の改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

4 法第7条第2項の規定により掲出物件を除却しようとするときは、市長は、10日以上を期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

5 前項の場合において、当該掲出物件が公衆に対し危害を及ぼすおそれの顕著なものであり、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市長は、1日を下らない期限を定めることができる。

(公表)

第23条の2 市長は、前条第1項又は第3項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合においては、前条第1項又は第3項の規定による命令を受けた者に対して、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、その者が正当な理由なくこれに応じないとき、又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第24条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物等の放置されていた場所及びその広告物等を除却した日
- (3) その広告物等の保管を始めた日及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するために必要と認められる事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第25条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、公示の日から起算して14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物については、4日間）、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物等については、前号の公示の期間が満了しても、なおその広告物等の所有者等の名称又は氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を横浜市報に登載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧簿を備え、これを規則で定める場所において関係者の閲覧に供しなければならない。

(広告物等の価額の評価の方法)

第26条 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間又は損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第27条 法第8条第3項の規定による保管した広告物等を売却する場合の手続については、物品の売払いの例による。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第28条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 4日
- (2) 特に貴重な広告物等 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 2週間

(広告物等を返還する場合の手続)

第29条 市長は、保管した広告物等（法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその名称又は氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

第4章 屋外広告業

（屋外広告業の登録）

第30条 市の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、当該登録の日から起算して5年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第31条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、市長に次に掲げる事項を記載した申請書（以下「登録申請書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
 - (3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
 - (4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び所在地並びにその代表者及び役員の名）
 - (5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称
- 2 登録申請書には、登録申請者が第33条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（平23条例57・一部改正）

(登録の実施)

第32条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第33条 市長は、登録申請者が次のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第43条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業を営む法人が第43条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内に当該法人の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第43条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当する者
- (6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第31条第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(平23条例57・一部改正)

(登録事項の変更の届出)

第34条 屋外広告業者は、第31条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更のあった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、当該届出があった事項を登録簿に登録しなければならない。

3 第31条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(登録簿の閲覧)

第35条 市長は、登録簿を備え、これを規則で定める場所において一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第36条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、当該該当することとなった日（第1号の場合にあつては、その事実を知った日）から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 屋外広告業者であつた個人が死亡した場合 その相続人

(2) 屋外広告業者であつた法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

(3) 屋外広告業者であつた法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(4) 屋外広告業者であつた法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 第30条第1項又は第3項の登録に係る屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、第30条第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第37条 市長は、第30条第1項又は第3項の登録がその効力を失ったときは、登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(講習会)

第38条 市長は、広告物等の表示及び設置に関し、必要な知識を修得させることを目的とする講習会を行わなければならない。

2 前項の講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(業務主任者の設置)

第39条 屋外広告業者は、第31条第1項第2号の営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者を選任しなければならない。

- (1) 登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者
- (3) 都道府県又は他の地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の行う前条第1項の講習会に相当する講習会の課程を修了した者
- (4) 広告美術科の職業訓練指導員（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項に規定する職業訓練指導員をいう。）の免許を所持する者、広告美術仕上げの技能検定（同法第44条第1項に規定する技能検定をいう。）に合格した者又は広告美術科の公共職業訓練（同法第20条に規定する公共職業訓練をいう。）若しくは認定職業訓練（同法第24条第3項に規定する認定職業訓練をいう。）を修了した者
- (5) 市長が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 前項の業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関することを行うものとする。

- (1) この条例その他広告物等の表示及び設置に関する法令の遵守に関すること。
- (2) 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第41条に規定する帳簿の作成及び管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

（標識の掲示）

第40条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第31条第1項第2号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（帳簿の備付け等）

第41条 屋外広告業者は、第31条第1項第2号の営業所ごとに規則で定める事項を記載した帳簿（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下同じ。）を備え、及びこれを保存しなければならない。

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）

第42条 市長は、市の区域内において屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

第43条 市長は、屋外広告業者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第30条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第33条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第34条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第33条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(神奈川県知事の登録を受けた者に関する特例)

第44条 第30条から第37条まで及び前条の規定(第36条、第37条及び前条の規定にあっては、第3項の規定による届出をした場合に限る。)は、神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号)の規定に基づく屋外広告業の登録を受けている者(第33条第1項各号に該当する者を除く。)には、適用しない。

2 前項に規定する者であって市の区域内で屋外広告業を営むものについては、第30条から第37条まで及び前条の規定を除き、第30条第1項の登録を受けた者とみなしてこの条例の規定を適用する。

3 第1項に規定する者は、市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項について変更があったとき、又は市の区域内で屋外広告業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

5 屋外広告業者が第3項の規定による届出をしたときは、その者に係る第30条第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。

6 市長は、第1項に規定する者であって市の区域内で屋外広告業を営むものが、前条第1項第2号又は第4号のいずれかに該当するときは、その者に対し、6月以内の期間を

定めて市の区域内における営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 7 第33条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。
- 8 市長は、第3項の規定による届出があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、特例屋外広告業者届出簿に記載し、これを規則で定める場所において一般の閲覧に供しなければならない。
- 9 市長は、第3項の規定による届出をした者について第4項の規定による廃止の届出があったとき、又は神奈川県屋外広告物条例の規定に基づく登録がその効力を失ったときは、特例屋外広告業者届出簿からその記載を抹消しなければならない。

(処分簿の備付け等)

第45条 市長は、屋外広告業者監督処分簿（以下「処分簿」という。）を備え、これを規則で定める場所において一般の閲覧に供しなければならない。

- 2 市長は、第43条第1項又は前条第6項の規定による処分をしたときは、処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

(報告及び立入検査等)

第46条 市長は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、市の区域内において屋外広告業を営む者に対して、必要な報告を求め、又はその職員に、営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 横浜市屋外広告物審議会

第47条 市長の諮問に応じ、広告物に関する重要事項を調査審議するため、市に横浜市屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、広告物に関する施策に関し必要と認める事項を市長に建議することができる。
- 3 市長は、第6条第1項第2号から第6号まで、第10条第1項又は第11条第1項の規定により地域又は地区を指定し、変更し、又は廃止しようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 市長は、第10条第2項若しくは第4項（第18条の2第2項において準用する場合を含む。）、第11条第2項、第12条第1項第3号から第5号まで若しくは第3項第2号若しくは第3号、第13条第3項若しくは第4項第1号、第15条若しくは第16条第1項若しくは第2項第1号の規定により基準を設け、変更し、若しくは廃止し、又は第10条第2項の規定により第7条の規定の一部の適用を除外し、若しくは除外することをやめようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、第19条の規定により第9条第1項又は第18条第1項若しくは第2項の許可をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 市長は、第23条の2第1項の規定による公表をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 審議会の組織、運営その他審議会について必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

（告示）

第48条 市長は、第6条第1項第2号から第6号まで、第10条（第18条の2第2項において準用する場合を含む。）又は第11条の規定により、地域若しくは地区を指定し、変更し、若しくは廃止し、基準を設け、変更し、若しくは廃止し、又は第7条の規定の一部の適用を除外し、若しくは除外することをやめたときは、その旨を告示しなければならない。

（手数料）

第49条 この条例の規定による許可（みなし許可を除く。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

- 2 登録申請者は、規則で定めるところにより、10,000円の手数料を納めなければならない。
- 3 第38条第1項の講習会を受けようとする者は、規則で定めるところにより、3,000円の手数料を納めなければならない。
- 4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（報告等の徴収）

第50条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者に対して、「必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査等)

第51条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、広告物等の存する土地若しくは建築物に立ち入り、広告物等を検査させ、又は広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者に質問させることができる。

2 前項の職員は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用上の注意)

第52条 この条例及びこの条例に基づく規則等の規定の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第53条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第54条 次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第30条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者(第44条第1項に規定する者を除く。)
- (2) 不正の手段により第30条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第43条第1項又は第44条第6項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第55条 次のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条又は第7条の規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者
- (2) 第9条第1項の規定に違反して許可を受けないで広告物等を表示し、又は設置した者
- (3) 第18条第1項の規定に違反して広告物の表示の内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転した者
- (4) 第21条の規定に違反して第17条第1項の許可の期間の満了後も広告物等を除去しなかった者
- (5) 第23条第1項又は第3項の規定による命令に違反した者

第56条 次のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第34条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第39条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第57条 次のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第46条第1項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 第50条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (3) 第51条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第58条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事務に関して第54条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第59条 次のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第36条第1項又は第44条第3項若しくは第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第40条の規定による標識を掲げない者
- (3) 第41条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第6条第1項第2号及び第5号の規定による地域の指定並びに第12条第1項第3号から第5号まで並びに第3項第2号及び第3号、第15条並びに第16条第1項の規定による基準の設定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前

においても、新条例の例によりすることができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）の許可で次の各号に掲げるものを受けて表示し、又は設置している広告物等については、当該許可の期間が満了するまでの間は、それぞれ当該各号に掲げる新条例の許可を受けた広告物等とみなす。
 - (1) 旧条例第2条第1項又は第7条第2項の許可 新条例第9条第1項の許可
 - (2) 旧条例第10条第1項の許可 新条例第18条第1項の許可
 - (3) 旧条例第10条第2項の許可 新条例第18条第2項の許可
- 4 この条例の施行の際現に市長に対し旧条例の規定によりなされている申請で、前項各号に掲げる許可に係るものは、それぞれ当該各号に掲げる許可に係る申請とみなす。この場合において、当該申請に係る許可については、新条例第9条第2項（新条例第18条第3項において準用する場合を含む。）中「第6条から前条まで、次条第2項及び第13条から第16条まで」とあるのは、「横浜市屋外広告物条例の全部を改正する条例（平成23年3月横浜市条例第13号）による改正前の横浜市屋外広告物条例第3条から第6条まで及び第8条」とする。
- 5 附則第3項の規定により新条例の許可を受けたものとみなされた広告物等及び前項の規定により新条例の許可に係る申請とみなされた申請により新条例の許可を受けた広告物等（次項において「既存広告物等」という。）に係る新条例第18条第2項の許可（前項の申請に係る許可を除く。）については、同条第3項において準用する新条例第9条第2項中「第6条から前条まで、次条第2項及び第13条から第16条まで」とあるのは、「横浜市屋外広告物条例の全部を改正する条例（平成23年3月横浜市条例第13号）による改正前の横浜市屋外広告物条例第3条から第6条まで及び第8条」とする。
- 6 既存広告物等及び前項の規定の適用を受けて新条例第18条第2項の許可を受けた広告物等については、その表示の内容に変更を加え、又は改造し、若しくは移転するまでの間は、新条例第6条第1項、第7条及び第16条の規定は、適用しない。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第14条第1項の規定に基づき届出をし、屋外広告業を営んでいる者については、施行日から起算して1年間（その期間内に新条例に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、新条例第30条第1項の規定にかかわらず、登録を受けずに引き続き屋外広告業を営むことができる。この場合において、当該屋外広告業を営んでいる者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において

て、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

- 8 前項の規定により引き続き屋外広告業を営む場合においては、当該屋外広告業を営む者を新条例第30条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなして、新条例第34条第1項及び第3項、第36条、第39条、第41条、第43条（登録の取消しに係る部分を除く。）並びに第45条（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新条例第34条第1項中「第31条第1項各号」とあるのは、「第31条第1項第1号、第2号及び第5号」とする。
- 9 附則第7項の規定により引き続き屋外広告業を営むことができる者がこの条例の施行の際現に旧条例第15条第1項の規定により置いている同項に規定する講習会修了者等は、附則第7項の規定により引き続き屋外広告業を営む間（その期間内に新条例第31条第1項第5号に掲げる事項に変更があったときは、その日までの間）は、新条例第39条第1項の規定により選任された業務主任者とみなす。
- 10 この条例の施行の際現に旧条例第15条第1項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第39条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。
- 11 施行日前に旧条例第18条第3項又は第4項の規定によりした手続については、新条例第47条第3項又は第4項の規定によりした手続とみなす。
- 12 新条例第49条第1項及び別表の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 13 この条例の施行前に旧条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新条例の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新条例の相当の規定によってしたものとみなす。
- 14 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成23年12月条例第57号）

この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）の施行の日から施行する。ただし、第16条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（施行の日＝平成24年4月1日）

附 則（令和3年10月条例第46号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、目次及び第12条第1項第1号の改正規定、第22条の次に1条を加える改正規定並びに第31条第1項第1号及び第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第20条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請し、又は申し出る新条例第9条第1項、第18条第1項若しくは第2項若しくは第19条の規定による許可又はみなし許可（新条例第18条第1項に規定するみなし許可をいう。）に係る広告主等について適用し、施行日前に申請するこの条例による改正前の横浜市屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第9条第1項、第18条第1項若しくは第2項又は第19条の規定による許可（以下総称して「旧許可」という。）に係る広告主等については、なお従前の例による。
- 3 新条例第20条の2の規定は、施行日以後に申請する新条例第18条第2項の規定による許可を受けようとする者について適用し、施行日前に申請する旧条例第18条第2項の規定による許可を受けようとする者については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧許可を受けている広告主等については、当該旧許可の期間が満了するまでの間は、新条例第20条第2項及び第20条の2の規定は、適用しない。

別表（第49条第1項）

広告物等の種類		単位	金額
建築物その他の工作物の外面を利用するもの（はり紙及びはり札等を除く。）	照明装置のあるもの	1基（表示面積5平方メートルを超えるものにあつては、表示面積5平方メートルまでごとに）	2,400円
	照明装置のないもの	1基（表示面積5平方メートルを超えるものにあつては、表示面積5平方メートルまでごとに）	1,500円
建築物から突出する形式のもの			
広告塔及び広告板			
はり紙		100枚までごとに	500円
はり札等		1枚	50円
広告旗		1張	200円
広告幕			
立看板等		1基	100円
電柱、街灯柱その他の支柱又は消火栓標識を利用するもの（広告幕を除く。）		1枚	150円
バス停留所の標識を利用するもの	照明装置のあるもの	1基	1,200円
	照明装置のないもの	1基	750円

アーチを利用するもの	照明装置のあるもの	1基	9,000円
	照明装置のないもの	1基	6,000円
電車、自動車又は船舶の外表面を利用するもの		1台	1,500円
アドバルーン		1個	1,000円
投影広告物		表示面積5平方メートルまでごとに	2,400円

審議事項 ウ 第 2 回横浜サイン賞一次選考について

1 はじめに

本市では、機能性やデザイン性が高く、横浜の魅力ある景観をつくる広告物を「横浜サイン」と名付け、平成 25 年度からその普及啓発に取り組んでいます。

令和 3 年度は取り組みの一環として、魅力的な横浜市内のサインを表彰する「第 2 回横浜サイン賞」を開催しています。

2 令和 3 年度スケジュール（予定）（資料 1）

時期	内容
6 月 10 日～ 7 月 31 日	候補作品の募集（資料 2）
10 月 18 日	横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会で一次選考通過作品の候補を選定
11 月 8 日	横浜市屋外広告物審議会にて一次選考を実施
12 月 18 日、 19 日	横浜サイン展 2021（パネル展）を開催し、来場者投票を実施
令和 4 年 1 月 7 日	横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会で二次選考通過作品の候補を選定
1 月下旬	横浜市屋外広告物審議会にて二次選考を実施
2 月下旬～ 3 月上旬	表彰式

3 応募状況

募集期間：令和 3 年 6 月 10 日～7 月 31 日

応募件数：148 件

4 一次選考通過候補作品について

令和 3 年 10 月 18 日に第 5 回横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会を開催し、一次選考通過作品の候補を選定しました（資料 3）。

5 横浜サイン展 2021 について

本審議会において決定した一次選考通過作品について、使用許諾を得た後にパネル展において展示します。来場者投票を実施し、二次選考を実施する上での参考とします。

会 場：横浜新都市ビル新都市プラザ

(横浜市西区高島 2 丁目 18-1 横浜新都市ビル (そごう) 地下 2 階)

日にち：令和 3 年 12 月 18 日 (土)、19 日 (日)

6 二次選考について

(1) 横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会における選定

・選定の流れ

- ① 横浜サイン展 2021 の来場者投票結果をふまえ、次のとおり点数を加算します。

順位	点数
1～5 位	4 点
6～10 位	3 点
11～15 位	2 点
16～20 位	1 点
21～30 位	なし

- ② 部会各委員が各作品について 1～4 点の点数を付けます。

- ③ ①、②の点数を合計します。

- ④ 点数順に上位 10 件程度を選定します。

(2) 横浜市屋外広告物審議会における選定

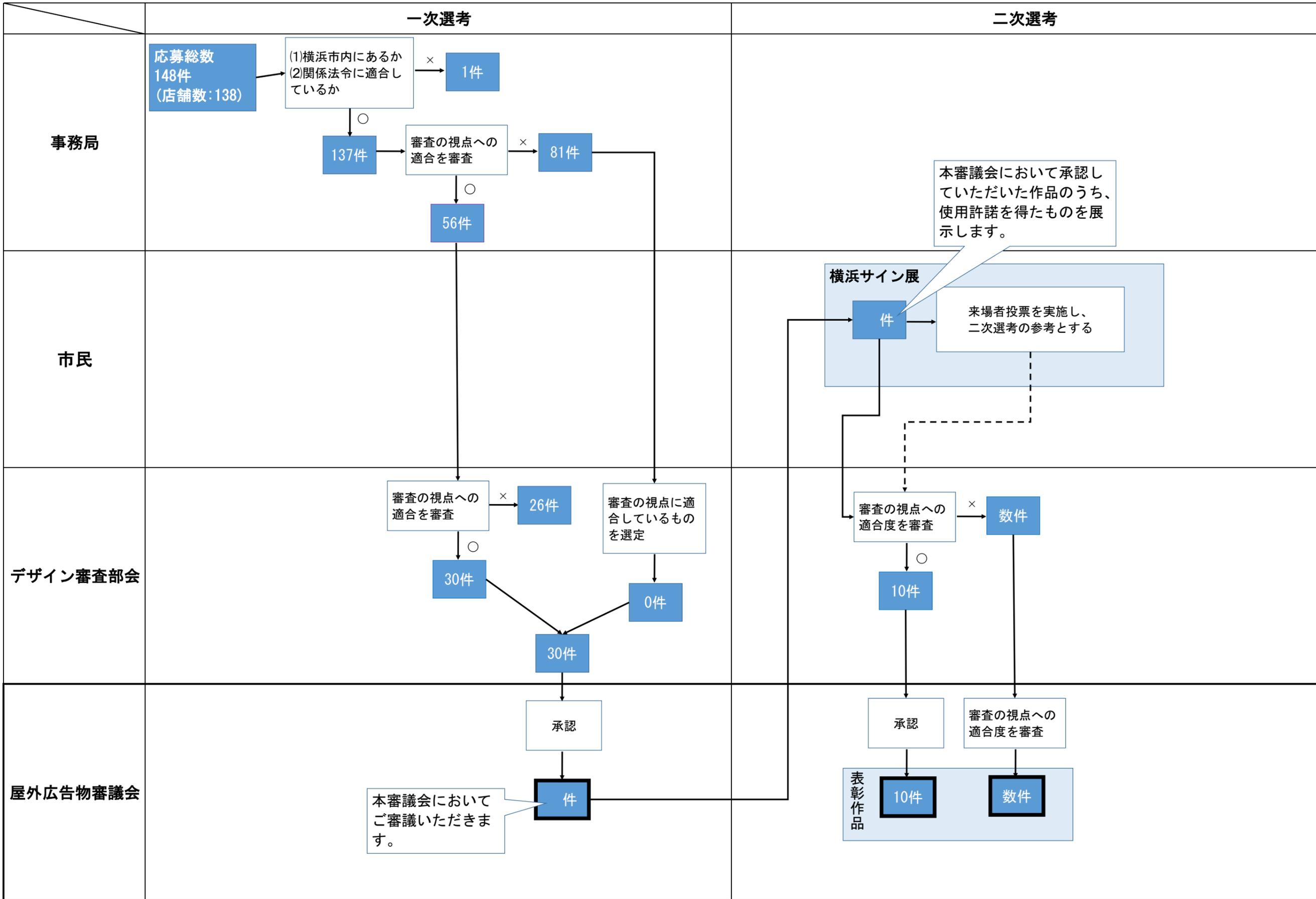
ア 上記④において選定された候補作品について承認します。

イ 一次選考を通過し、横浜サイン展 2021 において展示した作品のうち、「(1)横浜市屋外広告物審議会デザイン審査部会における選定」において選外となった作品より、必要に応じて数点を選定します。

7 表彰作品について

6(1)、(2)において選定された作品を合計し、表彰作品とします。

受賞者には記念品の贈呈を予定しています。



「第2回横浜サイン賞」 を開催します！

みなさんが魅力的と感じる横浜市内のサイン・看板を募集します！

自薦・他薦は問いません。お気軽にご応募ください！

※「横浜サイン」とは

横浜市では、機能性やデザイン性が高く、横浜の魅力ある景観をつくる広告物を「横浜サイン」と呼んでいます。「横浜サイン」について、事業者や市民の関心を高めて魅力的な広告物を増やし、魅力ある景観を形成することで、賑わいを創出するとともに観光の振興等を図るため、その普及啓発に取り組んでいます。



募集期間

令和3年6月10日(木) ~ 7月31日(土)

応募要件

横浜市内にあるサイン

- ・建物の外にある看板だけではなく、「サイン」全般について幅広く募集を行います。
- ・イベント等で一時的に設置される看板は除きます。
- ・自薦、他薦は問わず、応募に当たっては広告主の了解を不要とします。
- ・著作権関係については、事務局で調査を行います。
- ・応募者については法人、個人は問わず、居住地や勤務地についても問いません。

※過去に「横浜サイン賞」で表彰されたものは対象外とします。

(第1回横浜サイン賞受賞作品)



(小田薬局)



(GALERIE PARIS)



(牌楼 中華街)



(Family Mart 山下公園前店)



(霧笛楼)



(LUNCHAN AVENUE)

※第1回横浜サイン賞開催当時(平成28年度)の写真となります。

裏面あり

審査基準

- ① 関係法令に適合して表示又は設置されているか
- ② 機能性やデザイン性が高いか
- ③ 横浜の魅力ある景観をつくり出しているか

申込方法等

【申込方法】 次の方法のうちいずれかでお申し込みください。

《電子申請システム》

QRコードまたはURLから専用フォームにアクセスし、必要項目をご入力の上、写真をご応募ください。
<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=162122332795>



《Eメール》

下記メールアドレス宛に必要項目をご入力いただき、写真を添付の上ご応募ください。

・横浜市都市整備局地域まちづくり部景観調整課 横浜サイン担当

<申込フォーム>

tb-yokohamasign@city.yokohama.jp

【申込時必要事項】

- ① 自薦、他薦の別
- ② サインの表示・設置場所
- ③ 表示内容（店舗・施設名称）
- ④ 推薦理由
- ⑤ サインの写真（遠景・近景 各1枚）

※ご応募いただいたサイン・看板が特定できない場合、審査できないことがありますので、入力漏れがないようご協力をお願いします。

【お問合せ先】

横浜市都市整備局地域まちづくり部景観調整課横浜サイン担当

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（横浜市役所29階）

メール：tb-yokohamasign@city.yokohama.jp

電話：045-671-2648 ※月から金（祝休日を除く）8:45～17:15

選考・表彰について

- ・審査委員会：横浜市屋外広告物審議会
- ・表彰作品数：10作品程度
- ・表彰式：2月下旬頃に開催予定

表彰作品については、記念プレートを贈呈するとともに横浜市ホームページ等でPRしていくことを予定しています。

横浜サイン

検索



<横浜サインの取組>

お問合せ先

都市整備局景観調整課長

吉田 和重 Tel 045-671-2006



第2回 横浜サイン賞

作品募集

みなさんが魅力的と感じる横浜市内のサイン・看板を募集します！
自薦・他薦は問いません。お気軽にご応募ください！

募集期間

令和3年 6/10 THU ~ 7/31 SAT



第1回 横浜サイン賞受賞作品



小田薬局 [金沢区]



牌楼・中華街 [中区]



Family Mart 山下公園前店 [中区]



霧笛楼 [中区]



GALERIE PARIS [中区]



LUNCHAN AVENUE [中区]

第1回横浜サイン賞開催当時(平成28年度)の写真となります。

お問合せ先

横浜市都市整備局地域まちづくり部景観調整課 横浜サイン担当
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10(横浜役所29階)
メール:tb-yokohamaisign@city.yokohama.jp 電話:045-671-2648 ※月から金(祝休日を除く)8:45~17:15





応募要件

横浜市内にあるサイン

- 建物の外にある看板だけでなく、「サイン」全般について幅広く募集を行います。
- イベント等で一時的に設置される看板は除きます。
- 自薦、他薦は問わず、応募に当たっては広告主の了解を不要とします。
- 著作権関係については、事務局で調査を行います。
- 応募者については法人、個人は問わず、居住地や勤務地についても問いません。

※過去に「横浜サイン賞」で表彰されたものは対象外とします。

審査基準

- ① 関係法令に適合して表示又は設置されているか
- ② 機能性やデザイン性が高いか
- ③ 横浜の魅力ある景観をつくり出しているか

審査の視点

横浜サイン賞では、多角的な視点から審査を行います。次の各視点への適合を問いながら、適合の度合いや適合する項目数を踏まえ、総合的に判断します。

景観的視点

- ① 表示又は設置されている建物や周辺の景観に配慮したデザインであるか
- ② 表示又は設置されている建物や周辺の景観と調和したデザインであるか
- ③ 表示又は設置されている建物や周辺の景観を引き立てるデザインであるか

社会的視点

- ① 見る人にとって分かりやすく、伝わりやすいデザインであるか
- ② 市民や来街者の安心・安全のために役立つものであるか
- ③ 市民や来街者の利便性向上のために役立つものであるか

個性的・創造的視点

- ① 所有者や製作者の思いがこもったデザイン・形状であるか
- ② 独創的なデザイン・形状であるか
- ③ 人を集め、賑わいを生むデザイン・形状であるか
- ④ 素材にこだわって制作されているか

| 募集期間 | 令和3年 6/10 THU ~ 7/31 SAT



応募方法

1 電子申請システム

Webページの専用フォームから応募ができます。
QRコードまたはURLから専用フォームにアクセスし、必要項目をご入力の上、写真をご応募ください。

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1621223332795>



応募専用フォーム

2 Eメール

下記メールアドレス宛に必要な項目をご入力いただき、写真を添付のうえご応募ください。

横浜市都市整備局地域まちづくり部景観調整課 横浜サイン担当
tb-yokohamasign@city.yokohama.jp

応募時必要事項

- ① 自薦、他薦の別
- ② サインの表示・設置場所
- ③ 表示内容(店舗・施設名称)
- ④ 推薦理由
- ⑤ サインの写真(遠景・近景 各1枚)

※ご応募いただいたサイン・看板が特定できない場合、審査できないことがありますので、入力漏れがないようご協力をお願いします。

応募後の流れ(予定)

令和3年 9月中旬	一次選考	横浜市屋外広告物審議会において一次選考通過作品を選定します。
令和3年 11~12月	展示	一次選考通過作品を「横浜サイン展2021」において展示します。 来場者による投票を実施し、二次選考を行ううえでの参考とします。
令和4年 1月下旬	二次選考	横浜市屋外広告物審議会において表彰作品を決定します。
令和4年 2月下旬	表彰式	

選考・表彰について

審査委員会: 横浜市屋外広告物審議会

公式サイト 検索

表彰作品数: 10作品程度

表彰作品については、記念プレートを贈呈するとともに横浜市ホームページ等でPRしていくことを予定しています。



横浜サインの取組

一次選考通過作品候補

個票番号	推薦物件の名称	住所	自薦
1	STANDARD TRADE.CO.,LTD.	横浜市中区山手町100	○
3	ハードロックカフェ横浜	横浜市西区みなとみらい2-3-1 クイーンズタワーA 1階	○
6	こんにちは	横浜市栄区公田町514	
8	麒麟ビール横浜工場	横浜市鶴見区生麦1-17-1麒麟ビール株式会社	○
9	Yokohama Bay Bridge Club 横浜ベイブリッジクラブ	横浜市中区山下町1番地 シルクセンター別館101	
11	HAMA CAFE	横浜市中区海岸通1-1	
12	ブルーボトルコーヒーみなとみらい店	横浜市西区みなとみらい 3-5-1 MARK IS みなとみらい GL 階	
19	平安堂薬局	横浜市中区相生町5-77清栄ビル馬車道1F	
23	おもや甘納豆店	横浜市南区吉野町3-7	
25	寺家 ひらさわ	横浜市青葉区寺家町602	
28	Piano Bar Apple	横浜市中区弁天通2-34 友井ビル1F	
29	ギリシャ料理 & バーOLYMPIA	横浜市中区太田町2丁目30 みどりビル 1F	
32	弘明寺商店街	横浜市南区弘明寺町134	
34	ランチ横浜南部市場	横浜市金沢区鳥浜町1-1	
38	中山肉店(有限会社中山精肉店)	横浜市緑区長津田5丁目5-6	○
55	横浜元町商店街 アーチ	横浜市中区元町1丁目14番地	
57	キタムラK2 元町本店	横浜市中区元町二丁目95-2	
64	ケイキューブ(京急ミュージアム屋外展示)	横浜市西区高島一丁目2-8	
67	miik(婦人服セレクトショップ)	横浜市港北区大倉山3丁目2番1号	○
68	フジヤ(婦人服店)	横浜市港北区大倉山2丁目4番1号	○
83	Baluko Laundry Place たまプラーザ	横浜市青葉区美しが丘 5-13-8	
87	水野理容室	横浜市戸塚区戸塚町3981-12 Mフラット	
100	アド・バルーン(ad balloon)	横浜市中区山手町24	○
107	スターバックスコーヒー TSUTAYA BOOKSTORE 弥生台店	横浜市泉区弥生台16-3 KNOCKS横浜弥生台	
110	横浜ハンマーヘッド	横浜市中区新港2丁目14-1	
113	山喜鮎	横浜市金沢区町屋町 19-9	○
115	ドウカティ横浜	横浜市戸塚区戸塚町3155-1	
124	Hitotsu -ひとつ-	横浜市戸塚区戸塚町6003-3 REK Hills 1F	
130	本牧BASE	横浜市中区本牧町1-9	
138	江戸徳	横浜市中区太田町5-63	
141	相鉄ライフ弥生台 ほか	横浜市泉区弥生台16-1	

1 STANDARD TRADE. Yamate Shop



3 ハードロックカフェ横浜



6 こんにちは



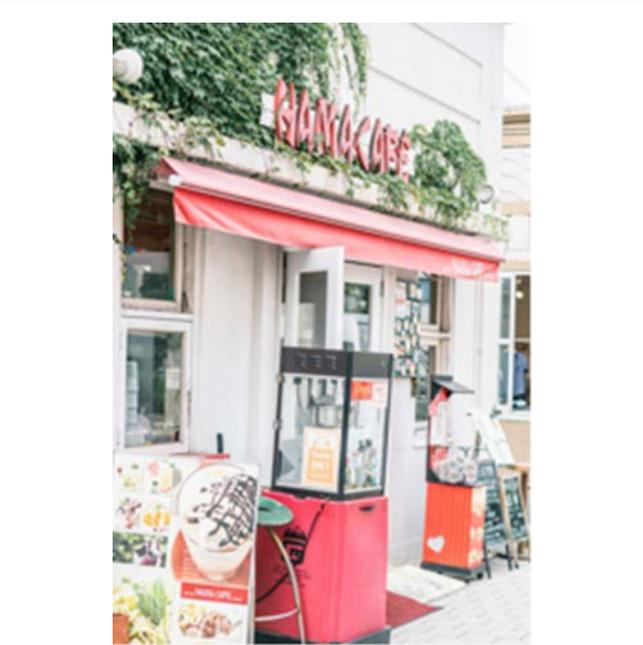
8 キリンビール横浜工場



9 Yokohama Bay Bridge Club 横浜ベイブリッジクラブ



11 HAMA CAFE



12 ブルーボトルコーヒーみなとみらい店



19 平安堂薬局



23 おもや甘納豆店



25 寺家ひらさわ



28 Piano Bar Apple



29 ギリシャ料理&バーOLYMPIA



32 横浜弘明寺商店街協同組合



34 ブランチ横浜南部市場



38 中山肉店（有限会社中山精肉店）



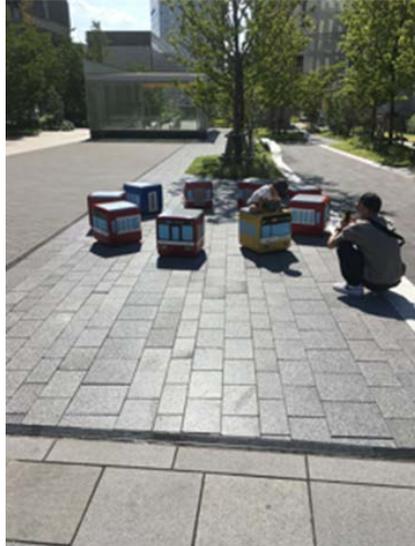
55 横浜元町商店街



57 キタムラ K2 元町本店



64 京急ミュージアム



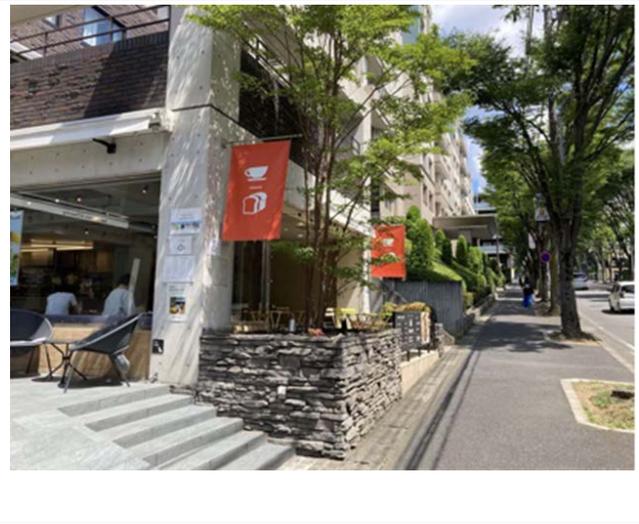
67 miik(婦人服セレクトショップ)



68 フジヤ (婦人服店)



83 Baluko Laundry Place たまプラーザ



87 理容室ミズノ



100 ジュエリー工房 ad.ballon



107 スターバックスコーヒー TSUTAYA BOOKSTORE 弥生台店



110 横浜ハンマーヘッド



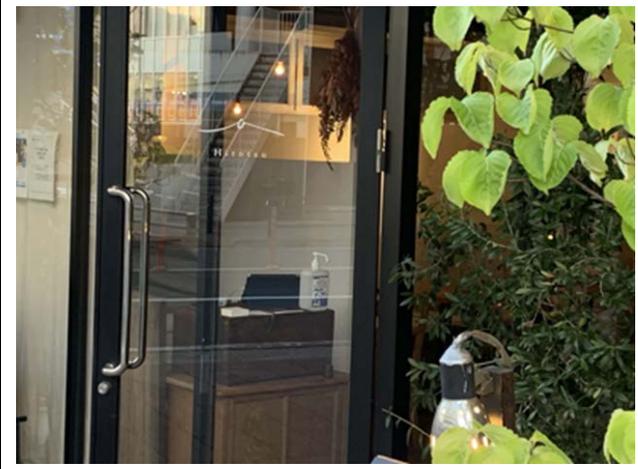
113 山喜鮓



115 ドゥカティ横浜



124 Hitotsu - ひとつ -



130 本牧 BASE



138 江戸徳



141 相鉄ライフ弥生台 ほか



報告事項 ア 屋外広告物の安全啓発の取組について

1 安全点検まち歩き
令和3年度実施状況

	実施時期	実施内容
募集	5月28日	市内の商店街260団体宛に募集チラシを送付
	7月16日	応募締切 【応募団体】 長津田商店街協同組合 たまプラーザ商店会
実施	11月（予定）	長津田商店街協同組合まち歩き たまプラーザ商店会まち歩き
報告	1月（予定）	報告書を対象の商店街に配布

このほか、本市の協力のもと、一般社団法人神奈川県広告美術協会において安全点検の啓発を目的とした動画を制作し、市内の各商店街に配布することを予定しています。

2 その他の取組（未申請の屋外広告物への指導）

(1) 令和2年度調査分

屋上看板及び袖看板等を含む申請で許可期限が切れている物件計199件のうち、除却済みであるものなど申請不要な物件86件を除く113件の所有者等に対して、令和3年6月に指導する通知を发出了しました。

	調査件数	申請不要物件	指導対象
鶴見区	68	37	31
西区	77	30	47
戸塚区	47	17	30
泉区	7	2	5
計	199	86	113

(2) 令和3年度の調査

時期	内容
9月上旬～11月中旬（予定）	220件を対象に現地調査 （中区134件、港南区44件、保土ヶ谷区42件）
11月下旬～12月上旬（予定）	指導対象物件の抽出
12月下旬（予定）	指導対象物件の所有者に指導

報告事項 イ 観覧車の照明演出について

みなとみらい 21 新港地区にある観覧車「コスモクロック 21」については、平成 28 年 3 月に LED 化されて以降、照明演出としての活用について相談を受けてきましたが、景観への影響が大きいことから、屋外広告物審議会にも報告しながら、これまで慎重に対応しています。

令和 3 年度、4 月から 10 月までに実施されたコスモクロックを活用した事例について報告します。

1 ガーデンネックレス横浜 2021

(1) 概要：横浜の街を美しい花と緑でつなぎ、街の活性化や賑わい向上に資するイベント

(2) 日程：令和 3 年 3 月 27 日（土）～6 月 13 日（日）

(3) 場所：山下公園、港の見える丘公園、日本大通り、横浜公園、新港中央広場など

(4) 主催：横浜市

(5) 照明演出の内容

実施日：令和 3 年 3 月 28 日（日）～6 月 13 日（日）

表示時間：毎日 20 時から 10 分間（1 分 30 秒のプログラムを繰り返し表示）

表示内容：ガーデンネックレスのテーマフラワーである、サクラ、バラ、チューリップを
花の見頃の時期にあわせ表示

（サクラ：3 月 28 日～4 月 6 日、チューリップ：4 月 7 日～5 月 2 日、

バラ：5 月 3 日～6 月 13 日）



2 第40回横浜開港祭

- (1) 概要：港に感謝し、横浜の開港記念日である6月2日を祝う祭（開港162周年）
- (2) 日程：令和3年6月2日（水）
- (3) 場所：臨港パーク及びみなとみらい21地区、新港地区、その他周辺
- (4) 主催：横浜開港祭協議会（横浜市、横浜商工会議所、横浜観光コンベンション・ビューロー、横浜青年会議所）
- (5) 照明演出の内容
実施日：令和3年6月2日（水）
表示時間：日没から23時45分（3分のプログラムを15分ごとに表示）
表示内容：横浜開港祭のロゴデザインの由来である波や錨、「祝開港162nd」（文字）、SDGsの推進を取り入れた開港祭として実施するためSDGsカラーホイールを表示



3 東京2020オリンピック・パラリンピック

- (1) 概要：スポーツを通じた人間育成と世界平和を目的とした世界的なスポーツの祭典
- (2) 日程：令和3年7月23日（金）～8月8日（日）、8月24日（火）～9月5日（日）
- (3) 場所：東京都、北海道、宮城県、福島県、神奈川県、千葉県、静岡県、埼玉県、茨城県
- (4) 主催：国際オリンピック委員会
- (5) 照明演出の内容
実施日：令和3年7月23日（金）～8月2日（月）
表示時間：毎日19時から20時（3分45秒のプログラムを繰り返し表示）
表示内容：大会名称である「TOKYO2020」（文字）、オリンピック競技の動くピクトグラム（50種類）を表示

